



いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2019
9.2
no.162

Report

- 1 子どもの権利条約、国連採択 30 年、日本批准 25 年
子どもの権利条約の効果的な実施にむけて
子どもの権利条約総合研究所代表、山梨学院大学教授 荒牧重人 1
- 2 アジア・太平洋で広がる子どもの権利 NGO ネットワーク
第5回子どもの権利連合／ネットワーク・アジア太平洋地域会合（APPM）報告
ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二 8
- 3 第 18 回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
福島の一ひとり親家庭の親子と大学生とのサマーレスパイトデイズ活動
東洋大学社会学部社会福祉学科 森田明美ゼミ 13
- 4 第 18 回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
子ども情報研究センター 事業実施報告
子ども情報研究センター「はらっぱ」子ども編集部 ちいち・ひまり・こうき・ほのか 16

Event Information

- 10/30 東洋大学公開講座
国連子どもの権利条約採択30周年
世界中の子どもたちの人権が守られるために
～国連子どもの権利委員会の活動と挑戦～ 26

Document 2019.5.1 ～ 2019.7.31

- 子どもの人権や教育に関する報道と記録から 27



子どもの権利条約、国連採択30年、日本批准25年

子どもの権利条約の効果的な実施にむけて

子どもの権利条約総合研究所代表、山梨学院大学教授 荒牧 重人

はじめに

2019 年は、国際連合が子どもの権利条約を全会一致で採択してから 30 年、日本が 158 番目の締約国になってから 25 年に当たる。他方で、2019 年は、天皇の代替わりに伴う新元号の制定や一連の儀式があり、統一地方選や参議院選挙が行なわれ、さらに 20 年の東京オリンピック・パラリンピックを控えている。よほど市民社会で取り組まないと、19 年 1 月の国連・子どもの権利委員会第 80 会期による第 4 回・5 回統合日本報告審査およびそれに基づく総括所見も活かされず、条約のメモリアルな年にふさわしいものにできない状況になるう。

一方で、国際社会では、条約は子どもの権利保障についてのグローバルスタンダードとして位置づけられ、国連・子どもの権利委員会の一般的意見や総括所見等においても条約のとらえ方や解釈の進展がみられる（平野裕二・子どもの人権連代表委員のホームページを参照）。当然のことながら、これらを踏まえて、条約の解釈・運用することが求められている。

また、日本においても、なお少数ではあるが、市民社会・NPO/NGO による子どもの権利保障の活動、自治体レベルでの「子ども（の権利）条例」の制定や計画の策定、子ども参加や相談・救済の取り組み、1 部の学校や施設等における子ども参加や居場所づくりなど、条約の理論面・実施面での蓄積や進展が見られる。ただ、これらの活動・取り組みは子どもの置かれている状況に対応するには不十分であるため、進展している部分をどのように教訓化し、広げていくのかということが重要になっている。

このようななかで、多くの NGO・NPO や専門家等が協働して、改めて「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」を展開し、ネットワークづくり、政策提言、普及・啓発等に取り組んでいる。

子どもの人権連は、子どもの権利条約が国連で成立する前の 1986 年に結成され、条約の早期・完全批准を求めて、さらに批准後は効果的な実施と普及を推進してきたことを踏まえ、改めて子どもの権利条約の意義や実施にむけての課題について考えてみたい。

1 子どもの権利を基本におく意味と意義

なぜ子どもの権利かについて、いくつかの視点から確認しておきたい。なお、right を「権利」と訳出する問題点は以前から指摘されている（right = 「あたりまえ」という意味が伝わりにくいなど）。言葉は認識を表わすので、「権理」の方がより原義に近いという意見も傾聴すべきであるが、あえて「権利」という言葉でその意味をきちんと理解することに力を入れたい。ここでいう子どもの権利は、国

連・子どもの権利条約の趣旨や規定をもとにしている。

- (1) そもそも論として、子どもは、独立した人格と尊厳を持つ権利の主体である。このことは、1人ひとりが大切にされる「個人の尊重」（日本国憲法 13 条）の基盤の考え方でもある。子ども（児童）の権利条約の「思想的源流」の 1 人とされるヤヌシュ・コルチャック博士は、子どもと向き合う取り組みを通じて「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」（「19 世紀隣人愛思想の発展」1899 年）と述べている。そのためにも、権利意識に通底する「自己肯定感」（＝「ありのままの」自分を肯定的にとらえ（自分が自分であって大丈夫と思える）、大切に思う気持ち）や「大切にされている」という実感が重要である。そして、子どもは単に「未来の担い手」ではなく、いまを生きる主体であること、子どもを「社会の宝」に留めてはならず、子どもは社会の一員・構成員として位置づけて子ども施策を策定・実施していくことが大切である。
- (2) また、子どもとの関係を、育てる－育てられる、教える－教えられる、支援する－支援されるなど一方的な関係にしないためにも子どもの権利の視点と手法は必要である。「子どものため」と称して、一方的にあるいは思いこみで子ども施策の策定や支援をすすめることは子どものためにもならない。なによりもまず子どものおかれている現実をふまえ、子どもの思いや願いに丁寧に応える必要がある。それには、子どもの思いや願いとおとなの考えや行動にはズレがあることを自覚しつつ、子ども施策の策定や支援を子どもの意見の尊重・子どもの参加のもとですすめることが必要である。
- (3) さらに、子どもの権利は不可分であり、総合的である。1 つあるいは一定部分の権利の実現だけでは不十分であり、総合的な施策を推進するには権利保障が不可欠である。そして、子どもの権利に対応するのは、子どもの義務ではなく、それを保障する国・自治体・保護者等の義務であることもおさえておきたい。
- (4) 加えて、子どもの権利だけが保障されることは基本的にはない。親をはじめ子育て・保育・教育等に関わる人の権利が保障されれば子どもの問題が解決するわけでもない。子どもの権利と子どもを支援する者の権利の保障や条件の整備がなされる必要がある（両者が衝突・対立することもあるが、その調整は権利行使のありようの問題である）。
- (5) 「縦割り」「世代割り」になりがちな行政の問題点を克服し、総合的・継続的・重層的な施策を展開していくうえでも、子どもの権利という視点と手法は欠かせない。その意味でも、子育て支援は、子ども支援（子育て支援）に繋がらなければ効果があるとはいえない。子どもを育てやすいというだけではなく、子どもが育ちやすいという点が大切であって、子育て支援と子ども支援は子ども施策の両輪でもある。

子ども施策や支援にあたっては、医療・心理・福祉・教育・少年司法等の異なる視点や専門性等を持った人たちが協働して取り組むことが必要とされるので、子どもの権利を共通の基盤に、子どもの力を信頼し、主体性を尊重して、子どもの権利実現の鍵である子どもの最善の利益を追求することが求められている。

2 グローバルスタンダードとしての子どもの権利条約

わたしたちが子どもの問題に取り組む際に、子どもの権利条約は重要な後ろ盾になる。

(1) 法的地位として、条約は日本では、憲法よりは下位であるが、少なくとも国会の制定法よりも優位の法的効力を有する法規範である（なお、条文の主語が「締約国」になっている意味は立法・行政・司法等の国を拘束して子どもの権利を保障しようとするからである）。現行法令や行政等は、条約に適合的に解釈・運用されなければならない。その意味でも、2016年の児童福祉法の改正は意義深い。主要な改正点は児童虐待対応であるが、合わせて約70年ぶりに理念も改正した。そこでは、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」（法1条）と、主語が「すべて国民は」から変更になり、福祉が子どもの権利として位置づけられている。また、その権利は、子どもの権利条約の精神にのっとり保障されること、加えて、「全て国民は、児童が……社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」（法2条）。この理念は、「児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」（法3条）のである。主要な法律に、子どもの権利条約が位置づけられた意義は大きい。問題はこれを理念にとどめず、どこまで具体的な法の解釈・運用や施策や実践で活かせるかどうかであり、そのための条件整備が必要である。

しかも、条約の実施については、国連・子どもの権利委員会による審査等により国際的チェックを受ける。

(2) 内容としては、条約は、これまでの子どもをもっぱら保護の対象としてきた考え方を転換し、子どもを権利の主体としていることが重要である。

また、条約は、差別の禁止（2条）、子どもの最善の利益（3条）、生命・生存・発達の権利（6条）、子どもの意見の尊重（12条）を一般原則にして、条約の解釈・運用の基本に置いている。これらについては、国連・子どもの権利委員会が一般的意見等や国内外の条約の実施を通じて明確化・具体化してきている。

①差別の禁止

条約は、差別を受けやすい子どもという存在に対して手厚く規定している。明示的な差別禁止事由の拡大、親・家族に対する差別の禁止（2条）に加えて、難民の子ども（22条）、障がいのある子ども（23条）、少数者・先住民の子ども（30条）の権利保障を特別に規定している。

障がいのある人の権利条約（2006年国連採択、2013年日本批准）で、障がいのある人が受ける制限等は、障がいのみに起因するのではなく、社会的な壁等によって生じるという発想を背景にして、差別の禁止とは、不当な差別的取り扱いの禁止＋「合理的な配慮」の不提

供であるとしている点は、当該差別の禁止原則の解釈・運用に活かしていく必要がある。

②子どもの最善の利益

子どもの最善の利益について、その淵源は条約の前文でふれられているように、1924年国際連盟「子どもの権利宣言」であり、「人類は子どもに最善のものを与える義務を負う。」(前文)である。しかし、その定義は容易ではなく、子どもにかかわる際につねに意識することが大切である。ただし、おとなの観点だけでは不十分であり、“つもり”になっているも、“子どもの目線”だけではダメである。

国連・子どもの権利委員会一般的意見14号(2013年)では、子どもの最善の利益を三層の概念=実体的権利(自己の最善の利益を評価され、かつ第一義的に考慮される権利)であり、基本的な法的解釈原理であり、手続規則ととらえている。そして、決定のみならず行為・提案・サービス・手続その他の措置を含む、子どもにかかわるすべての活動において、他の考慮事項と同列ではなく、第一次的に考慮される。この子どもの最善の利益は子どもの意見の尊重とは密接かつ補完的な関係にあるとする。つまり、子どもの意見を聴き尊重することなしに、権利の主体としての子どもの位置づけや子どもの最善の利益確保は図れないということである。

なお、政府は「活動」を「措置」、「第一義的に」を「主として」と、その意味をきちんと反映していない訳になっている。また、interestを「利益」と訳出することの問題点も指摘されている。むしろ、「興味・関心」の訳の方が適切ではないかという有力な見解もある。ここでも、その意味するところを重視しておきたい。

③いのちの権利

いのちを得て、「生き残って」(survival)、成長発達していくことは子どもの権利の基本である。

④子どもの意見表明・参加

この一般原則も、国連・子どもの権利委員会一般的意見12号(2009年)等を踏まえて理解する必要がある。

子どもがどのような状況に置かれ、何を必要としているかは一人ひとり違うので、子どもの意見(意思・意向)を受けとめ、耳を傾けなければ知ることはできない。子どもの意見を聴いて尊重することは、子どもの思いや願いに応え、子どもの最善の利益を確保するために不可欠である。また、子どもは当事者であり、ともに社会を構成し担っていくパートナーであるので、子どもの意見表明・参加のもとで、子どもとともに子ども支援を進めていくことは、それらをより効果的なものにするとともに、子ども自身の回復や成長にもつながる。

この意見表明・参加の権利保障のポイントは、権利としての意見表明・参加という認識(おとなの都合の良いときに保障されるものではない)、参加の制度・仕組みづくり(子どもが権利行使できるようにする)、参加のための支援(時間をはじめ条件整備)である。また、子どもの意見表明・参加により、その子どもがどこまでエンパワーメントしたかを確認・共有することも大切である。さらに、とりわけ民族上・宗教上・言語上のマイノリティの子ども、乳幼

児、障がいのある子ども、虐待やいじめを受けている子どもなどの意見表明・参加をどうすすめるか、支援しているかも工夫がいる。

なお、政府は、子どもの意見が「年齢や成熟度に従って相応に考慮される」と訳出し、本来「正當に重視される」という意味をもつことを含め条約の規定を理解しているとは思えない。国連・子どもの権利委員会に提出した（後述する）第4回・第5回統合日本政府報告においても、「学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第12条1項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない」（パラ38）などという解釈を繰り返している（第3回報告パラ205でも同一の記載をしている）。

(3) さらに、条約の趣旨や規定を実施するには、総合的に（医療・健康・福祉・教育・文化・労働・社会環境・少年司法等）、継続的に（生まれてから18歳まで〔18歳以上も見通しながら切れ目なく〕）、重層的に（家庭・学校・施設／市民社会／自治体・国／国際社会、そして子どもを支援する人たちに対する支援を含む）権利保障に取り組むことが求められている。この総合、継続、重層は子ども施策の策定や支援をすすめるうえでのキーワードでもある。これらは、社会問題になっている子どもの貧困、虐待・いじめ・不登校、あるいは東日本大震災・原発事故等の災害被災地の子どもなどに関わる事例・取り組みをみても明らかであろう。

(4) 加えて、条約の実施にあたっては、日本国籍の子ども、日本社会で生活する多様な文化的背景・国籍を持つ子ども、国外の子ども、いずれの権利保障も大切である。子ども施策の策定や支援に関わっても、より弱い立場におかれる多様を持つ子どもにはいっそうの関心と配慮が要請される。

(5) なお条約は、市民社会においても、子どもに対する向き合い方、活動のあり方を示す社会規範としての意義を持つ。

子どもに関わるこれまでの取り組みや活動をもとに、条約を理念にとどめず、具体的かつ実践的に理解し、共通認識にしていけることが重要である。

3 子どもの権利条約の効果的実施にむけて

(1) 国連・子どもの権利委員会による総括所見の実現

何よりも、条約の手續に沿って行なわれる定期的報告制度のもとで出される総括所見を誠実に実現していくことが必要である。この点については、この「いんぷおめーしょん」誌上で、平野裕二氏が正確かつ的確に情報提供をしているので、そちらに譲り、ここでは子どもの人権連に関係の深い教育の分野を中心にみていこう。

これまで総括所見では、子どもが高度に競争的な教育制度のストレスにさらされ、その結果として発達等に悪影響を及ぼしていること、学校における体罰やいじめなどの暴力が頻繁に発生していること、教育の場で子どもの意見表明・参加が不十分なこと、学校においてプライバシーが侵害されていること、人権教育とりわけ子どもの権利・条約の教育が不十分なことなど、教育の基本問題を含め懸念や勧告が表明されている。

また、家庭については、子どものプライバシーへの権利の保障措置、代替的な家庭環境の整備、子どもの虐待・不当な取り扱いの防止と救済、家庭における体罰の法律による禁止措置、人間の尊厳と一致する「しつけ」「規律」の開発・普及等について勧告されている。

本来は、これらの総括所見を活かした教育改革が行なわれる必要がある。もちろん、総括所見の活用においては、政府の政策の問題点や課題を指摘するだけではなく、わたしたち自身が、国際基準に基づいた条約の解釈・運用をしていく力をつけていく必要があるし、その取り組みは随所に見ることができる。つまり、総括所見が出されて初めて取り組まれるのではなく、これまで総括所見で指摘されていることの実践はすでにある。それらが、まだ十分に広がっていないし、共有されてはいないことが課題である。

繰り返しになるが、子どもの権利を保障するには、それを支援する親 / 保護者・保育士・教職員等の権利保障や条件整備が必要である。どのような権利保障が必要とされているかは、現場にいる人からの発信が不可欠である。

(2) 子どもの育ちをまち・コミュニティで支えること

また、子どもがダメ、親・家庭がダメ、保育士 / 園・学校 / 教職員がダメ、地域がダメというような視点と対応を越えて、まち・コミュニティづくりのなかに子ども施策・取り組みを位置づけ、子どもが共に育つまち・コミュニティ、子どもと共に育つまち・コミュニティづくりを推進する必要がある。まち・コミュニティ全体をあそびの場、学びの場、活動の場にしていき、まち・コミュニティ全体で子どもの育ちを支えるという取り組みである。

たとえば、いま全国で展開されているコミュニティ・スクールづくりにおいて、学校と保護者や地域と一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめることはますます重要になっているが、そこでは子どもはどう位置づけられ、意見表明・参加が取り組まれているか。文部科学省や教育委員会にはそのような考えと実際はみられないがゆえに、わたしたちがこれまでの取り組みを踏まえて、子どもを権利の主体として位置づけ、意見表明・参加等に取り組む必要がある。

(3) 子ども（の権利）条例の制定

「縦割り」の行政、「世代割り」の行政の壁を乗り越えるためには、一方では総合的な子ども施策へ導く国の立法・計画等を活用するとともに、子どもの権利保障のための総合的な法律がない国の施策の限界を踏まえ（子どもの権利を保障する総合的な「子ども基本法」の制定が求められている）、自治体独自の取り組みを推進する必要がある。

日本の子どもの育ちを支えるまち・コミュニティづくりの特徴の1つである総合的な子ども（の権利）条例は50近くの自治体で制定・施行されているし、公的な第三者機関である子どもオンブズパーソン制度を設置して子ども固有の相談・救済にあたっている自治体も35近くある。

また、子ども支援・子育て支援の総合的なための計画を策定している自治体も一定数見られる。子ども支援・子育て支援の総合的な促進に貢献する拠点が地域のなかに存在することも重要である。

実際に、新たな拠点施設の設置、子ども家庭支援センターの機能強化、児童館・公民館の活用などが見られる。プレイパーク等の子どもにやさしい場づくりも全国展開している。

このような展開を受けて、『『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム』が国連 NGO/NPO 法人・子どもの権利条約総合研究所と自治体の呼びかけで 2002 年から毎年開催されている。このシンポは、自治体関係者と研究者等の専門家が連携・協力をしながら、子ども施策について自治体相互の情報・意見交換の場、研修の機会等を提供しようとするものである。このシンポは、日本における子どもにやさしいまち・コミュニティづくりを推進する貴重な場となり、ネットワークづくりに貢献している。

まだ数としては十分ではないが、このような取り組みは着実に進展しつつある（喜多明人・荒牧重人・森田明美ほか『子どもにやさしいまちづくり』第 1 集・第 2 集、日本評論社等を参照）。

● おわりにかえて

子どもの権利を基本におき、子どもの権利条約を活かしていくために、最後にもう一つ提起しておきたい。

全国的に注目されている子ども支援の取り組みの多くは、目の前の子どもの「生きる」こと自体に向き合い、その子どもの「安心」と「最善の利益」を 1 つひとつ考え応えていくことから生まれている。例えば、大阪・釜が崎の子どもの居場所「こどもの里」を営む荘保共子さんは、子どもたちの生き様から、子どもの持つ力を教えられたといい、問題解決力・自己治癒力・感じる力・個性の力・人と繋がろうとする力・親を慕う力・レジリエンシー（跳ね返す力）等は輝く子どもの「内なる生きる力」、この子どもたちが持つ力を受け止め、信じるおとながいて、寄り添うことで、子どもたちは「生きるしんどさ」を乗り越えていくことができる、という。さらに、子どもの力を支える条件として、「意味ある他者との出会い」「ありのままの自分を受け入れてくれる場、安心できる場があること」「子どもを支えるシステム（制度）」の 3 つをあげる。

また、川崎市子ども夢パーク所長の西野博之さんが居場所の持つ力で指摘する諸点ー子どもはなかなか言葉にして助けを求めることができない状況、あるいは時と場所を選ばない相談や特定の聴き手をつくらない相談などは子どもの思いや声を受けとめる際にふまえておかなければならない点である。また、面倒くさいことを手放さなさを子どもとかわり続ける「覚悟」、子どもの「怒り」の感情を理解すること、「正しさ」にこだわりすぎないこと、スタッフ自身の「怒り」をコントロールできるようにすることやそのための環境・場を用意することなどは、子ども支援にかかわる人たちやその条件整備に必須のことからであろう。

これらの実践はまさに子どもの権利条約を子どもの現場で実現している取り組みであり、このような取り組みが活きることが本当の意味で条約を活かすことにつながるのではなかろうか。



第5回子どもの権利連合／ ネットワーク・アジア太平洋地域会合(APPM)報告

子どもの人権連代表委員／子どもの権利条約総合研究所運営委員 平野裕二

7月23日(火)～25日(木)の3日間、タイのバンコクで第5回子どもの権利連合／ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会合(APPM)が開催された。ASEAN(東南アジア諸国連合)を中心とするアジア太平洋諸国の子どもの権利NGO連合／ネットワーク体が年1回集まって開かれてきた会合で、今年で5回目になる。主催はフィリピンに本部を置く Child Rights Coalition Asia である。筆者は、第2回のバンコク会合以降、第3回(バンコク)、第4回(マニラ)と続けて参加してきた。

参加国は年を追うごとに増えており、今回の会合には、ASEAN加盟国10か国(インドネシア・カンボジア・シンガポール・タイ・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオス)のほか、東アジア(日本・韓国・中国・香港・台湾)、南アジア(ネパール・インド・パキスタン)、太平洋地域(オーストラリア・ニュージーランド)からもNGOの参加があった。中国本土とニュージーランドからの参加は今回が初めてである。なお、すべての国でNGOの連合体が結成されているわけではなく、それぞれの国で子どもの権利に関わって主導的な役割を果たしている単独の団体の参加も少なくない。

他に、ASEANには加盟国の政府代表から構成される「女性および子どもの権利の促進および保護に関する委員会」(ACWC)が設置されているが、今回の会合にはタイとブルネイから同委員会の代表が参加している。国連・子どもの権利委員会からも、大谷美紀子委員(日本)が毎回出席しているほか、今回はアマル・サルマン・アルドセリ委員(バーレーン)がネット中継を通じて参加した。参加者総数は、ネット中継による参加や事務局も含めて70名弱である。

全体プログラム

3日間のプログラムは次のとおり(煩雑さを避けるため、発題者の氏名・肩書きは一部を除いて省略し、演題も必要に応じて修正した)。

【第1日】(7月23日)

セッション1：デジタル環境における子どもの権利

- ・ユニセフ『世界子供白書2017～デジタル世界の子どもたち』概要
- ・子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書の実施に関する国連・子どもの権利委員会の新ガイドライン(大谷美紀子委員)

- ・あらゆる形態のオンラインの搾取および虐待からの子どもの保護に関する ASEAN 宣言案
- ・国連・子どもの権利委員会による一般的意見 25 号（デジタル環境における子どもの権利）の起草（アマル・サルマン・アルドセリ委員）

セッション2：国連・子どもの権利条約 30 周年

- ・国連・子どもの権利委員会への報告状況に関する国際的現状（Child Rights Connect）
- ・条約 30 周年に関するソーシャルメディアキャンペーンの提案

【第2日】（7月24日）

セッション3：子どもと環境

- ・健康的な環境に対する子どもの権利についての概観
- ・環境人権擁護者に関する人権理事会決議（2019 年）と国連・子どもの権利委員会の 2020 年一般的討議「健康的な環境を通じての子どもの権利の実現」（Child Rights Connect）
- ・アジアにおける環境問題の地域的外観
- ・気候変動問題に対するユニセフ東アジア・太平洋地域事務所の対応

セッション4：子どものための司法

- ・「自由を奪われている子ども」に関する国連研究の最新状況（マンフレッド・ノヴァック氏、録画メッセージ）
- ・国連・子どもの権利委員会の一般的意見 24 号（少年司法における子どもの権利）のポイント（大谷美紀子委員）
- ・AICHR / ASEAN における少年司法についての研究
- ・パキスタン・カイバルパクトゥンクワ州における子ども保護裁判所の設置
- ・子どもにやさしい手続に関する警察官の養成教育（カンボジア）

【第3日】（7月25日）

セッション5：子どものための公共予算

- ・子どもの権利の視点に立った公共予算アドボカシーのための取り組み（フィリピン）
- ・子どもの保護のための予算配分・支出に関するベースライン研究（フィリピン）
- ・子どもの保護のための目標設定型予算改革の取り組み（インドネシア）
- ・振り返りとコメント（ブルネイ）

セッション6：ワークショップ

- ・デジタル環境における子どもの権利
- ・これまでの APPM 会合の評価

● 今後の国際的動向

以上のように、APPM は、子どもの権利に関わる国際的動向を十分に踏まえつつ地域的・国内的取り組みを共有することにより、各団体の取り組みのあり方を考えていくための貴重な機会となっている。以下では、今回の会合で報告された国際的動向についてもう少し詳しく報告しておきたい。

(1) 子どもの売買・性的搾取に関する選択議定書の実施ガイドライン

委員会は、第 81 会期（2019 年 5～6 月）に「子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書（OPSC）の実施に関するガイドライン」を採択した。これは、欧州評議会が 2007 年に採択した「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約」や、子どもの性的搾取・性的虐待に関する用語法のあり方を示した国際的指針（ルクセンブルク・ガイドライン、2016 年）といった最近の進展を踏まえ、OPIC の解釈・実施のあり方を示したものである。大谷委員によれば、締約国による報告書の形式・内容について定めた報告ガイドラインと、特定の問題に関する委員会の見解を体系的にまとめた一般的意見の中間的性質を持つ文書だという。近日中に公表される予定とのことなので、公表されればなるべく早く日本語訳を作成したい。

(2) 国連・子どもの権利委員会の一般的意見

第 81 会期には、「少年司法における子どもの権利」についての一般的意見 24 号も採択されている。これは、委員会が同じテーマについて以前に作成した一般的意見 10 号（2007 年）を改訂したものである。大谷委員によれば、刑事責任年齢に関する委員会の立場をあらためて明確にすることが改訂の最大の動機であったという。一般的意見 10 号では刑事責任年齢が 12 歳以上であれば認められるかのような書き方になっていたが（パラ 30～34）、今回の一般的意見では最低でも 14 歳以上でなければならないという委員会の立場が明確にされた。

また、「犯罪者」「非行少年」といった言葉にともなうスティグマ（汚名・烙印）を避けるため、「少年司法」（juvenile justice）に代えて「子ども司法制度」（child justice system）という用語を採用したとのことである。一方、今回の一般的意見では主として罪を犯したとされる子どもへの対応に焦点が当てられており、子どもによる犯罪の一般予防については十分には取り上げていないという。これについても、いずれ原文が公表されればなるべく早く日本語訳を作成したい。

また、委員会は現在、「デジタル環境に関連する子どもの権利」についての一般的意見 25 号の作成を進めている。委員会は 2014 年に「デジタルメディアと子どもの権利」に関する一般的討議を開催して勧告をとりまとめているが、その成果を踏まえて一般的意見の形でより詳細な見解を明らかにすることにしたものである。

委員会は 2019 年 3 月に同一般的意見についての「コンセプト・ノート」を発表して意見募集を実施し、NGO を中心に 130 本前後の意見書を受け取っている。ネット中継を通じて現状を報告してくれたアルドセリ委員によると、提起されている論点は多岐にわたるものの、ネット上に存在するリスクとネットから得られる機会との間で慎重なバランスを維持することの重要性についてはおおむね一致が見られるとのことである。委員会としては、2020 年 3 月までに第 1 次草案を作成してあら

ためてコメントを求め、早ければ同年9月の会期（第 85 会期）で採択することを目指している。

関連して、ASEAN では「あらゆる形態のオンラインの搾取および虐待からの子どもの保護に関する ASEAN 宣言」の作成も進められており、早ければ 2019 年 10 月 31 日～ 11 月 4 日にかけてバンコクで開催される ASEAN 首脳会議で採択される可能性もあることが報告された。

(3) 国連・子どもの権利委員会の一般的討議（2020 年）

国連・子どもの権利委員会は、2016 年の一般的討議で「子どもの権利と環境」、2018 年の一般的討議で「人権擁護者としての子どもの保護およびエンパワメント」というテーマを取り上げたが、次回（2020 年 9 月）は「健康的な環境を通じた子どもの権利の実現」としてあらためて環境問題と子どもの権利について議論することを決定した。これは、国連人権理事会が今年（2019 年）3 月に採択した環境人権擁護者に関する決議において、「環境に関連する人権を擁護する目的で若者および子どもが組織する取り組みのための、安全な、かつエンパワメントにつながる環境を整備すること」が各国に対して求められたことなどを背景とした決定である。

現在、スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさん（16 歳）による呼びかけをきっかけとして、気候変動対策を求める「学校ストライキ」が世界各地で定期的に行われている。2018 年の一般的討議には 60 名近くの子どもの若者が参加したが、回りの一般的討議に向けたプロセスでも、NGO の協力を得て組織的な子ども参加が進められていくと思われる。

(4) 「自由を奪われている子ども」に関する国連研究

国連・子どもの権利委員会による要請に基づき、2016 年 10 月以降、国際人権法の泰斗であるマンフレッド・ノヴァック氏（オーストリア）によって「自由を奪われている子ども」に関する国連研究が進められてきた。一時は資金不足のために研究範囲の縮小を余儀なくされかねない状況にあったものの、今回の会合にノヴァック氏が寄せたビデオメッセージによれば、研究は無事に完了し、今年 10 月 8 日には国連総会第 3 委員会概要の発表が行なわれるとのことである。もっとも、同氏が研究の一環として各国に送付した質問票にすべての国から回答があったわけではなく（残念ながらアジア太平洋地域の回答率が最悪だったとのこと）、日本も含め、信頼できるデータが得られなかった国も多かったことが報告された。

今回の研究で焦点が当てられているのは、とくに次のような状況に置かれている子どもである。

- (a) 司法の運営との関係で自由を奪われている子ども
- (b) 親とともに刑事施設で暮らしている子ども
- (c) 移住関連の理由で自由を奪われている子ども
- (d) その他の諸施設で自由を奪われている子ども
- (e) 武力紛争との関係で自由を奪われている子ども
- (f) 国家安全保障との関係で自由を奪われている子ども

国連・子どもの権利委員会による国際研究は、これまで「武力紛争と子ども」「子どもに対する暴力」などをテーマとして行なわれ、大きな国際的影響力を発揮してきた。研究の発表後には角地でフォ

ローアップのための会合が行なわれるとのことで、11月14日には東京でも会合が開かれることになっている（会場・国連大学）。

* *

なお、第2セッション「国連・子どもの権利条約 30 周年」で行なわれた議論を踏まえ、今後、アジア太平洋地域レベルでのキャンペーンが Facebook 等の SNS を中心に展開される見込みである。日本でも、条約採択 30 年・日本批准 25 年を記念する「広げよう！子どもの権利条約」キャンペーンが4月21日から正式に始まっており、11月16～17日には東京で「子どもの権利条約フォーラム」が開催される。アジア太平洋地域のキャンペーンとも連動させる形で、子どもの権利条約の全面実施に向けた機運をさらに盛り上げていきたい。





福島の一ひとり親家庭の親子と 大学生とのサマーレスパイトデイズ活動

東洋大学社会学部社会福祉学科 森田明美ゼミ

活動の歴史と概要

2017年7月15日～17日、千葉県鴨川市にある東洋大学セミナーハウスでサマーレスパイトが行われた。参加者は、森田明美ゼミ23名、その他社会福祉学科19名、森田明美教授、林大介、東洋大学ボランティアコーディネーター、杉田記代子教授（小児科医）、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島スタッフ9名、子ども24名、保護者6名、総勢84名である。

レスパイトケアとは、乳幼児や障がい者、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替サービスのことをいう。この活動は、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島（以下しんぐるまざあず・ふぉーらむ）のスタッフの方々や、福島県の一ひとり親家庭の子どもやその保護者たちと3日間一緒に過ごすプログラムである。毎年夏に東洋大学社会学部森田ゼミとしんぐるまざあず・ふぉーらむが共同で行っている活動であり、今年で7回目を迎えた。

活動の進め方

今年も例年にならい、レスパイト当日の3ヶ月ほど前から、郡山のしんぐるまざあず・ふぉーらむの活動に参加する子どもたちと学生たちが交流するなかで、この活動について意見交換をし、活動場所や内容、ルールなどを一緒に決めていった。そうした中で決めた内容でゼミ生以外のサポーターを募集し、東洋大学で森田ゼミとゼミ生以外の参加者と毎週水曜の昼休みを利用して、事前学習会を開いた。

そこでは、レスパイトを行うにあつたての注意事項や当日の流れはもちろん、参加する子どもたちがどのような環境で生活をしているのか、またどのような問題を抱えており、その中でどのように子どもたちと関わっていくのかについて考え、共有した。今回は新たな取り組みとして、部屋割りで同年代の子たちを意図的に同じ部屋にし、子どもたち同士のコミュニケーションも取りやすい環境を作った。また、今年からはレクリエーションを取り入れ、宝探しやしっぽ取り、ジェスチャーゲームを行った。

実施内容

レスパイト1日目は、森田ゼミの男子学生2名が福島へ向かい、子どもたちが乗るバスに同乗し、移動に付き添った。しんぐるまざあず・ふぉーらむのスタッフや保護者は全員女性のため、途中のトイレ休憩などで男の子たちに付き添うための試みで一昨年の活動から続けて実施している。4年生は去年参加していた子どもとの再会を喜んでいる人が多く、逆に3年生は仲良くなれるか不安なの

人が多かった。子どもたちと対面した後、自己紹介を含めたオリエンテーションを行った。それぞれがレスパイトを楽しみにしているという印象を受けた。オリエンテーションが終わった後、荷物を部屋に置き、自由遊び時間となったがほとんどの子どもたちが海で遊んだ。普段海で遊べない分、凄くはしゃいでいたのが印象的であった。セミナーハウスに戻り先に男子は入浴、女子は宿題をした後に入浴、夕食後には、花火をし、1日目は終了した。

2日目はラジオ体操と朝食を済ませた後、宿題の続きをした。この後、レクリエーションを行った。3つのチームに分かれて、ジェスチャーゲーム・この時間の自由遊びは、3日間雨だったことも考えて事前に用意していたうちわづくりをやる子どもと海で遊ぶ子どもとで分かれた。

自由遊びの後、みんなで海岸に集まりしっぽ取りゲームをした。みんな必死でしっぽを取り合っていた。その後は子どもたちが順番にスイカ割りをした。こちらもととても盛り上がっていた。その後少し海で遊び、セミナーハウスに戻り、スイカ割りで割ったスイカをみんなで食べた。その後、大学生と子どもたちに分かれ、大学生はここまでの活動の振り返りをし、子どもたちは手紙を書いていた。その後、男子は入浴、女子は宿題をしてから夕食を食べた。夕食後、子どもたちから担当の学生へメッセージと手紙をもらった。恥ずかしそうにしていた子が多かったが、子どもたちの言葉で思いをしっかりと伝えていて、担当の子と学生の間に良い関係が作れていたことが分かった。夕食の後は、最後の花火をやり、男子は宿題、女子は入浴をして2日目は終了した。

3日目は、2日目同様ラジオ体操を行い朝食後、荷物の整理や部屋の片づけを子どもたちと行った。3日目には、1日目はおとなしかった子どもたちも積極的に手伝う姿がとても印象的であった。その後は自由時間を使い、それぞれ子どもたちとの最後の時間を過ごした。大学生と子どもたちが本当に楽しそうにボールで遊んだり、走り回ったりして遊んでいた。

最後に、みんなで集まって「お別れの会」をした。この会では、しんぐるまざあず・ふぉーらむの方々のお話に加えて、3日間一緒に過ごした子どもたちの一番思い出に残った活動やエピソードを語り合った。どの子どもも3日間の思い出を楽しそうに話してくれ、何よりそのことが嬉しくて涙する学生もいた。



大学生と子どもたちみんなで考えたグループ対抗ゲーム。優勝チームに賞品を出せばよかったと声が上がりました。



学生と一緒に宿題。一番子どもたちの支持がない活動でもやらずに。



夜の花火大会は3日間の重要な活動。打ち上げ花火も海辺でやります。



海辺のあそび。



恒例のすいか割り。怖がっていた幼児も今年
は果敢に参加。ぱっちり割れて大歓声！

そしてバス乗り場までみんなで向かい、いよいよ別れの時間になった。学生と子どもたちの間で最後のお別れの会話を交わし、感謝の気持ちを込めた手紙を渡しあっていた。帰りのバスも行きと同じように森田ゼミから男子学生が1人付き添いで同乗した。残りの学生もその後帰宅し、3日間のサマーレスパイトを終えた。

ふりかえり

レスパイト活動は、福島の子母子家庭の子母子家庭の子どもたちや保護者の方々と本学学生がレスパイトの企画の段階からレスパイト終了後のフィードバックの過程まで、相互に意志の疎通を図りそれを毎年継続することに意義がある。この活動の根幹には保護者の方々の身体的・精神的負担の軽減をさせるとともに、大学生と活動・生活を共にすることで子どもたちの精神的成長を図るということがある。またこのレスパイトの場が子どもたちにとって「居場所」である必要がある。そのため子どもたちがリラックスして楽しめる空間を作る

ということも活動の目的として挙げられる。

今回は新たな試みとして、レクリエーションを実施した。ジェスチャーゲーム、宝探しなど、大人数で遊ぶことを想定し企画を練った。どのレクリエーションも子どもたちに大変好評であり、アンケートの結果を踏まえても大成功だった。レクリエーションは来年も引き続き実施していくべきだろう。

2泊3日と短期間ではあったが、このレスパイトの場が子どもたちにとっての憩いの場であり、楽しかった、また来たいと思えるような空間をしんぐるまざあず・ふぉーむの皆様と東洋大学が民学共同で作り出すことに意味があると考ええる。

震災から6年経過し、街には前より明かりが灯ってきた。自分が予想していたよりも復興は進んでいたが、所々震災の生々しい傷跡が刻まれている。震災直後の支援の形は、物理的な街の復興ということに焦点が当てられていたが、今回我々が訪れて感じたのが、現地の人々の心の支援へと変わっているということだ。

活動の中で培った現地の人々との関係はこれからも絶やすことなく続けていくことはもちろんのこと、先ほど述べた心の支援に焦点を当て、学生たちの間でも情報共有をして活動を進めていきたいと思う。

子ども情報研究センター 事業実施報告



子ども情報研究センター「はらっぱ」子ども編集部 ちいち・ひまり・こうき・ほのか

概要

当法人の情報誌『はらっぱ』内の「ティーンズメッセージ from はらっぱ」というコーナーで子ども編集部のみんながそれぞれに興味のあることや考えたことなどを記事にしてくれました。

わたしは今年子どもの権利じょうやくの本をたくさん読みました。

読む中で、ぎもんやわかったことがありました。

まず、1つ目は人の持ちものを見ることは、人の心をのぞくことなので、見てはいけないということがわかりました。

カバンの中を見られたことはないけど、見られたくない人もいるから見たらダメです。先生も見られたくないと思うから見たらダメです。学校のルールとして学校に持ってきたらあかんものを持ってきていないか、チェックしたいのかもしれないけれど、やめたほうがいいです。

2つ目はいじめです。たとえば日本にかん国人が来たときに、「自分の国に帰れ」とかいうようです。その人が悪いわけではないし、どこに住んでもいい権利があるから言うのはおかしいです。

足が不自由なら車いすを押してもらえるし、みんなと違うからと言っていじめるのもおかしい。

人はそれぞれ個性があっていいから、その権利が守られていないことはいけない。

3つ目は学校のことです。テレビで親が学校に行かなくてもいいといたら、ばっ金をはらうと聞いてびっくりしました。子どもは学校に行くかどうか決めていい権利があります。自分で決めてやれるのはいい権利だと思います。私は勉強はしないといけないと思うけど、おもしろいじゅぎょうだったり、楽しいじゅぎょうがあったらもっと学校に行きたいと思います。今のところ、家にいてもひまなので学校に行っています。勉強はめんどくさいけど、学校を休みたいとは思いません。

ほかにも、自分で行きたいところ、行きたくないところを決めていいとわかりました。そこで、いろんなことをけいけんしておきたいです。だけど、いやなことはけいけんしたくないです。学校でも、いやなことはしたくなくて運動をもっとしたいです。ふだんの体育のじゅぎょうよりもたくさんリレーとか走ったりしたいです。

ほかにも、いろんなことを知りました。たとえば、せんそうのことやおとなは子どもにばうりよくをふるってはいけないこととかも知りました。ふだん知っていることでうまく知れてよかったです。

そして、兵隊になる子どもがいるのはおかしいと思います。年上から行くのもかわいそうやし、年下が行くのもかわいそう。15歳ぐらいから兵隊になればいけなかったら、

人生半分そんしていると思います。せんそうは家ぞく、友だちをうばわれるかもしれない。なぜ、せんそうがあるのでしょうか？兵隊になるかならないかが自分で決められてもいいから、その人はかわいそうだと思います。

ちいち

ひまりが選挙に出た理由

私は最初、児童会役員選挙に出たいと思いませんでした。でも、なぜ出ることになったかということ、児童会の選挙管理委員会になりたかったんだけど、くじびきで負けてななくて「何かで活やくしたいなあ」と思ったので、次に「児童会役員選挙に出たい人」と聞かれて、手をあげました。でも、あげてから後悔しました。なぜかということ、選挙運動をしなくてはいけないと知って「6年生のクラスにも行くのは、怖いからいやなあ」と思ったのと「もしも落ちたら...」ということを考えて「ふあ〜〜〜ん」ってなって、やめたいと思ったけど、先生に「手をあげたらならちゃんとやってください」と言われてもうやめられませんでした。

選挙が近づいてきたら、もっと不安になったけど、出るしかないから、ポスターをかいて準備をして、選挙運動をしました。6年生のクラスにはやっぱりいけなくて、ともだちについてきてもらって4年と5年のクラスに行きました。

選挙の前日、スピーチの原稿を5回くらいききなおして、時間をはかって練習しました。ママは仕事がいそがしかったので、自分で原稿を考えてから「パソコンでかいてみようかな」と思いました。パソコンはあんまり考えなくても、漢字がどんどんでてくるから面白かったです。

初めてパソコンで最初から最後まで原稿をうって自分で準備しました。パソコンを打つ間ずっと「いけるかな〜。ま〜な〜。がんばらなな」と思いながら打ちました。ママに完成してから原稿を見せたら「う〜ん。すごいやん。やるな〜」と言いました。「やっぱり私はすごいな」と思いました。そのうち、やっぱり役員をやりたいくなったので、自分でストップウォッチで図って練習しました。原稿を短くするのは思ったより大変でした。そして、前の役員の子たちはすごいことをしてたんやな...、と思いました。

私のスピーチ

私が、体育館のぶたいでいったスピーチをかきます。

「私は正直言って初め、児童会役員選挙に手を挙げたけど、あまりやろうと思いませんでした。でも今なぜここに立っているかということ、ある日、家でGreeeenの「歩み」という曲を聴くしているとサビの一部に「どんな一歩も無駄にはならない。大切な今、日々の中で、ただ胸はって歩みつづけよう」という歌詞があって聴いていると、段々やりたいという気持ちに変化していったからです。今では「絶対役員になってやる!!」という感じです。

そんな私が、役員になれたらどんな学校にしたいかということ「みんなの声で創る楽しい学校」です。なんでこういう学校にしたいかということ、その声が実現して、もし「学校は楽しくないし、行きたくない」という人がいてもいなくても、自分の「こうしてほしい」という声を実現したらとてもうれしいと思うからです。だから実現させて「学校は楽しいから、明日も明後日も絶対行きたい」という人が今以上に増えてほしいと思うからです。そのために私は意見ボックスを作りたいと思います。

私なら「教室の学級文庫に新しい本がほしい」とか「お昼の放送の曲を、どらえもんとかコナンじゃなくて、ＪＰＯＰのみんなが知っているような曲にしてほしい」とか「一輪車を直してほしい」とかを意見ボックスに入れて実現させたいです。

最後に私は、学級代表や児童会役員、先生だけではなくて、何かの代表じゃなくても、みんな意見がいて創る学校にしたいです。二葉日葵に一票お願いします。」

Greenの「歩み」

私がこの曲をすきな理由は、人生何をやっても無駄なことはないといっているからです。励まされます。この曲は私のママも実は好きでよく二人で聞きます。でも、私とママの好きな歌詞はちがいます。たぶんそれは、一人ひとり悩みがちがうから、好きな部分はかわるんだと思います。これが権利条約フォーラムで何回も聞いた「みんなちがってみんないい」ということなんかなと思っています。

私がすきな曲の歌詞を書きます。

「誰しも僕ら 思いあぐね
色んなしがらみを 抱えて
叶えたい夢に向かう途中
まだ得ない夢をつかみたくて 歯を食いしばって 顔上げて
「なにくそ！負けるか！」と心決め 少しずつ前へ 進めばいい

いつかは咲かす 大輪の花
今は泥でも ひたすら胸に
手をあてがって
「全てやれてるかい」
さあ行こう！！
君の今超えてゆこう
気づけばいつか 見える明日 どんな一歩も無駄にはならない 大切な今 日々の中で
ただ胸張って「歩み」続けよう

そして・・・結果

今年の児童会役員選挙は22人が立候補しました。私は「こんなん。落ちる確率めっちゃあるやん。でも、ここまでがんばったからやるしかない」と思ってマイクを持ちました。めっちゃ緊張したけど、おちついて言えました。でも一つだけ後悔があって、最後にみんなみたいに「二葉日葵に一票お願いします！」と叫びたかったけど、勇気がなくて言えませんでした。ぎりぎりまで、叫ぶか！叫ばないか！ずっと考えていました。本当は自分のことを色々考えているのに、、隣の子がずっとと緊張していて、「緊張する」「緊張する」と話しかけてくるので「大丈夫やって、大丈夫やって」って言ってあげなあかんくて、本当は疲れました。教室に帰るとき6年生の前の児童会役員のなべちゃんが「おまえにいられたっぞ」と言ってくれて、うれしかったです。

選挙は金曜日だったので、土曜と日曜はずっと緊張していて、月曜日は休みだったです。

結果はだめでした。やっぱり最後に叫べよかった～と後悔しました。学校ではどんな顔をしていいかわからなかったけど、ずっと笑っていて、家に帰ったら泣けました。そのときは「出なかったらよかった」と思いました。パパとママは「がんばったんちゃう？」と言いました。(本当はもっと真剣にいろいろ言いました)

私はそのあと学級代表になったので今は児童会に参加しています。なんだかんだいって、

今はやってよかったなと思っています。

結果はだめだったけど、担任の先生はすごくほめてくれました。6年生になったらもう一度選挙に出たいと思います。

二葉 日葵

人々の暖かな心に包まれる国インドネシアへ

Selamat siang! (こんにちは)

この夏僕はインドネシアのジャカルタに4泊5日（内3日間ジャカルタ滞在）の海外研修として学校から行かせてもらいました。今回そのことを記事にさせてもらえることになったので少しお話します。

このインドネシアは僕にとって初めての海外で、目に映るものすべてが新鮮で、そのひとつひとつが自分に新しい考えや視点を与えてくれました。主な目的は筑波大学付属坂戸高校さん主催のESD ミーティングに参加し、現地の高校生や日本の高校生と持続可能な社会について話し合うことでした。各校の生徒がそれぞれ自分たちの研究したテーマについてプレゼンそして意見交換をするといった内容でとても難しいことではありましたが、頭をフル回転させながら会議に参加、そして同年代の高校生から様々な刺激を得ることができました。

まずは1日目。この日は飛行機で計約8時間。関西国際空港からクアラルンプール空港を経由してジャカルタ空港に着きました。機内ではイスラム教特有の宇カーフを巻いた女性がいたり、言語が英語以外にもたくさんとびかっていたり、とすでに海外にいるような気分でした。マレーシア航空の華やかな制服を着た客室乗務員さんが流暢な英語で接してくれました。機内食も思っていた以上に美味しく、映画を見たり音楽を聴いたり6時間の長さを感じさせないほど、楽しい空の旅を過ごせました。クアラルンプール空港で少し自由行動の時間が許されたので、初めて英語で買い物をしたり外国の通貨（マレーシアリンギット）を使ったり胸の高まりが納まりませんでした。

ジャカルタ空港に向かう飛行機は窓側でした。上空から見た辺り一面に広がるプランテーションの光景が忘れられません。鮮やかな緑の木々の間に流れるグネグネと蛇行した川

その上空を飛んでいる気分はまるで自然界の王にでもなった気分でした。

だんだんと沈みゆく太陽と赤く染まった空、そしてどこまでも続く海を見ながら早い目の夕食。辺りが暗くなった後も、時々垣間見える稲光がああ天空の城ラピュタのワンシーンのようでとても印象的でした

無事ジャカルタ空港に着き緊張の入国手続きを終え、ガイドのヘルマンさんと合流。

初めて足を踏み入れる異国の雰囲気には圧倒されて驚きを隠せませんでした。コンビニでミネラルウォーターとお菓子を購入。機内で覚えたインドネシア語 Terimakasih（ありがとう）を使うと店員さんが笑顔で sama-sama!（どういたしまして）と返してくれてとてもうれしかったです。

興奮を抑えきれないまま専用車にのりホテルへ。ガイドのヘルマンさんは日本語がとてもお上手で車内から見える景色やインドネシアの歴史について詳しく教えてくださいました。

高層ビルに囲まれた高速道路をものすごい勢いで飛ばすドライバーのサントさん。インドネシアの高速には速度制限が無いそう。少しスリルがありましたが快適な運転でした

(笑)。ちなみに信号はインドネシアのどこを探してもありません。

ホテルに着きチェックインを済ませ、その日は就寝でした。普段では味わえないゴージャスなホテルお雰囲気がとてもよかったです。しかし、いろいろ準備したりシャワーを浴びたりしているうちにベッドに入るともう夜中の1時を過ぎていました。

2日目

この日からいよいよ内容が濃くなってきました。朝食のバイキングではインドネシアの伝統料理や洋食、さらには日本食まで種類が豊富で見ているだけでもお腹がいっぱいになりそうでした。インドネシアの代表的な料理 ナシゴレンがスパイシーでおいしいことこの上ありませんでした。が、食後に選んだグラノーラが想像していたものとは少し違うもので泣きそうになりながら食べました(笑)。坂戸高校のみなさんとお会いし自己紹介を交えながら明日に行われるESDミーティングの会場 インドネシア環境林業省を見に行きました。明日のドキドキがどんどん高まってきてとても緊張したのを覚えています

それから坂戸高校さんの姉妹校であるコルニタ高校を訪問しました。市街地の山奥へ車でゆられて約2時間、その道中に車窓あら見た景色は、この先ずっと記憶に残るだろうなあというくらい衝撃的、そして印象深いものでした。車の周りにはバイクがびしめき、その間どころどころで人が物を売り歩いている。クラクションが鳴りやまない。青年が交差点の警備員のような役割をしてチップをもらう。道端では様々な種類の屋台が開いていて、その横で人々が楽しそうにおしゃべりを楽しんでいる。

日本では絶対に見ることもないので、僕はその光景を見ながらずっと物思いにふけていました。「なんだかみんな幸せそう。仲間や家族と楽しみながら仕事をしたり生活したり」

自分の価値観では、今置かれている状況では、決して身をもって感じることの出来ない幸せがそこにはある、すごい！けど自分とちがすぎてわからない。なんだか少しさびしい思いになりました。

改めて、幸せは一樣ではないんだな、ということに気付かされました。

コルニタ高校に着くと向こうの生徒がみんなおはよう！と元気にあいさつしてくれて驚きました。日本語の授業があるみたいで語学に熱心な生徒がたくさんいました。

1年間コルニタ高校に留学してきた日本の高校生にも会え、一緒に昼食をとりました。その後はコルニタ高校の先生にインドネシアの教育制度についていくつか英語で質問をさせてもらう時間があったので僕は先生が一番大事にしていることや、貧困についての研究の内容であったインドネシアのスマートカード(給付金を得ることができる)の制度について質問しました。マーニヤという子が通訳(先生はあまり英語が得意ではないので)に入ってくれたのですが、その子の英語力がとてもすごくて感銘を受けました。自分もまだまだだなあ、と思えて良い刺激を得ることができました。連絡先を交換したりおしゃべりしたり楽しい時間はあっという間でしたがとても良い思い出になったのと、初めてインドネシアに友だちが出来てとてもうれしかったです。

また、車で2時間。車中では先生と先輩(今回の研修は先行で2人+先生1人でした)に少し話を聞いてもらいました。自分の頭で考える以上のことが頭に入ってきて、とてもじゃないですが一人では考えきれないくらいで頭がパンクしそうでした。いろいろな考えや感情が頭をぐるぐる回らる中で、自分よりもすごい高校生とたくさん出会って、抱えきれなくなって、自己嫌悪に陥りそうにもなりました。これからどうしようかな。そんなことがずうっと頭の端で存在を示してきました。ですが、周りの先生や先輩のおかげで何とか

自信を取り戻しました。

ホテルに戻り、今度はインドネシアで現在活動が続けている青年海外協力隊の〇〇さんにお会いし、インタビューをさせていただきました。ごみ問題に取り組まれている、行動を起こすときのティップスや実際の経験などを教えていただきました。緊張して少し上手く話せなかったことが後悔ですが、様々なことをお聞きすることができてとても良い機会でした。何か問題があるとはわかっていても行動に移したり実際に成長を出すのは本当にむずかしいので、こういった貴重なお話を聴けるのはこれから自分が将来のことを考えたり何かするうえできっと役に立つだろうな、と感じました。

夕食はビュッフェ形式で坂戸高校さんと中部大学附属春日丘高校さんで夕食会でした。自己紹介を交えながらそれぞれの学校のことについて話したり、みんなで辛いものに挑戦したり、と楽しい時間を過ごすことができました。会話の中では面白い話だけではなく、活動内容や今後のことなどお互いに聞きました。みなさん素晴らしい個性や自分の研究テーマ、将来の夢を持っていて、本当にすごいなと心から思いました。

その夜は先生と明日のプレゼン内容の最終確認をし、明日に向けての準備も完璧にしました。ちなみに僕は今回日本の相対的貧困について、他国と比較しながらインドネシアの人たちに知ってもらいたい！という主旨の発表内容でした。

緊張がなかなか収まらないまま眠りにつき、3日目の朝を迎えました。会場に着くと人ももうたくさんいて、それはもう厳かな雰囲気でしたが、案外そんなこともなく意外にみんな気楽にしゃべったりしていました。そのせいか僕はリラックスしていたのですが、突然スピーカーから爆音が鳴り響き、その音にビックリしてお茶は吹き出すわ、鼓動は早くなるわ、落ち着きは崩れるわ、でなかなかのピンチな状況に追い込まれてしまいました。

他校の（日本から8校、インドネシアから4校）生徒の発表はどれも同じ高校生とは思えないほどしっかりしていました。環境問題に対してフィールドワークや取り組みを実際に起こしてみたや、装置を造って農業に改革を起こせないか、など目の前で活動内容をわかりやすく見せてもらいました。本当にこれからの自分の研究の展開に役立つヒントをたくさん吸収できました。

自分の番がやってきて、いざ前に立ってみると人数が少し少なくて・・・と僕が苦手な雰囲気（なぜか人数が多い方が緊張しないです）で、一瞬頭が真っ白になりました。けれど、プレゼンをはじめると次第にモードに入れて、気づけばもう終わっていました。その後の質疑応答では“何かインドネシアでフィールドワークをしましたか？”という海外経験初の僕にとってはなかなか痛い所をつかれましたが、なんとかこれからに向けてこのような交流の機会を増やしたり、もっと多くの人に知ってもらいたいということを自分の英語で伝えることが出来て一安心しました。

最後に僕は出ませんでした。今後持続可能な社会に向けて何か取り組んでいけることはあるだろうかという問いに対して意見を言い、約3時間のESDミーティングは無事終了しました。

その後は昼食を食べながら他校の学生と仲を深めました。みんなの写真を撮ったり連絡先を交換したりですっかり友だちになりました。僕はインドネシアの子に渡そうと思っておにぎりせんべいを持ってきたのですが、残念ながら豚エキスと書かれていることに気が付き、あわててあげるのをやめました。インドネシアの子とは今でもInstagramや

Line で連絡を取り合っていてとても楽しいです。

みんなにお別れをした後は、Trashion という廃材とファッションの融合、捨てられる包装のビニールで商品を作っているヤンティさんのお宅にお邪魔しました。バサールミングとよばれる地域にあり、ちょうどもうすぐインドネシアの独立記念日ということもあって、国旗やいろんな旗で飾られていてとてもきれいで見とれました。

民家で経営をされていて、家族4人で商品を一から作っているそうです。一階には商品や企業からもらった（ユニリーバ製品が多い）材料、地元の人から集めた材料が、二階では同じくらいの歳の男の子二人が一生懸命に商品を作り上げていてしっかりと見学、そして質問、また実際に財布を買わせていただきました。とてもおしゃれで使いやすく、ぜひいろんな人に活動とともに教えたいと思います。最初は地元の人々の為だったのが現在は海外の人にも売り出していて、最近一番作った大きいもので2人用のテントだそうです。

渋滞に巻き込まれながらもホテルに着き、坂戸高校のみなさんと中華料理屋に行き、最後のお別れをしました。

4日目は買い物をしていよいよ日本に帰ります。その夜はこの3日間あったことをどんどん思い出しました。いろんなことを考えて、感じて、いろんな人に会って・・・ああ楽しかった。そう思い出すとなんだかインドネシアを離れるのが悲しくなって、涙が出てきました。荷造りをしようにもなかなか進まず、ひたすらホテルの11階から見る夜景を眺めては別れを惜しんでいました。

ついに最終日、朝から手紙を書いていました。ドラえもんの絵とともにホテルの人とガイドのヘルマンさんとサントさんへ。朝食をすませ、近くのスーパーで買い物。お土産をこれでもかというくらい買い占めホテルを後にしました。

ジャカルタ空港でヘルマンさんとサントさんにお別れをし、また飛行機で8時間8月12日の早朝5時半に大阪へ帰ってきました。

今回のこの旅を終えて。初の海外で、何か考え方や価値観が変わるかもしれないとは思っていたのですが、まさかこんなにも刺激や吸収できることがたくさんあるなんて思いもありませんでした。同じ高校生でもいろんな境遇の子がいて、みな自分の将来に向かってどんどん進み続けている。学ばされることがたくさんあり、とても尊敬しました。

僕も3日間で学んだこと、感じたことを大切にしながらこれからの自分の将来や人生について深く考えていけたらいいなと強く思います。僕にとって最高で忘れられない初海外となりました。 I love Indonesia !

こうき

忍者の里へ行こう

私自身もともと歴史や昔の話などに興味があり、そのなかでも小さいころから「忍者」という存在に憧れていました。姿・身分・職業を装い、時にはカッコいい忍具を使って敵から身を守ったり、攻撃したり、海外でいうスパイのようなもの。小学生のころはそうのように捉えていましたが、大きくなるにつれ歴史の授業で習ったことや、様々な本や資料、文献などを読むうちに、地域性や宗教が深く関連づいていたり、忍者の生き方が道徳や精神面での考え方の参考となったりすることがわかりました。

中学3年の時に国語の授業で松尾芭蕉のことを調べていると、伊賀出身の彼もまた忍者だったのではないかという説を知り、さらに興味をいだくようになりました。ですので、今回ずっと前から行きたかった、忍者の里の一つである三重県の伊賀上野に行けることに

なって本当にうれしかったです！

4月のはじめの編集部会議で、月末に行こうと決まってから2週間。大まかな計画は立っていたものの、新生活のあまりの忙しさにより、前日まで計画を練ることになってしまいました。特に今回は、おとな一人、高校生一人、小学生3人というメンバーだったので行先や行動範囲なども念入りに考えなくてはなりませんでした。松尾芭蕉ゆかりの場所にも足を運ぼうかとも考えましたが、今回の企画は「忍者」を見て。体験して楽しむということを重視しました。

忍びの電車

大和路快速に乗り、京都の加茂で関西本線に乗り換えて伊賀に行きました。ちいちとれいみちゃん、かいじくんと中山さん、私の5人でゆったりとのどかな山の風景を見て、楽しくおしゃべりしながら時間を過ごしました。伊賀までは大阪から電車で最短でも約3時間かかります。周囲は山で囲まれていて、周辺の土地とは隔絶されています。そのような地形に国を築いていたからこそ、いまにも伝わる大きな忍者衆をもてたのではないのでしょうか。

伊賀鉄道では、忍者列車という忍者をイメージしたラッピング列車が走っていて、私たちも運よく乗ることができました。吊り輪が手裏剣の形状になっていたり、網棚に忍者のマネキン人形が設置されていて、みんなで興奮しました！列車全体もあの松本零士さんのデザインでラッピングされていてとても可愛らしかったです。

伊賀国の城下町

伊賀に着いた頃にはすでにお昼時になっていました。構内のロッカーや壁などいたるところが忍者のイラストでいっぱいでした。あらかじめ調べていたお食事処に行くため、城下町の散策を始めました。町中は忍者だらけ！あっちを見ても忍者、こっちを見ても忍者でびっくりしました。レンタルで借りた忍び装束を身にまとった観光客の人たちがたくさんいたのです。カッコいい大人の忍者やくノー、かわいいちびっこ忍者もいっぱいいて、みていてわくわくしました。

道中には日本一硬いおせんべいで有名な伊賀名物のかた焼き屋さんがあってみんなで食べてみることにしました。目の前で実際焼いていて、できたてのかた焼きをもらうことができました。1枚30円で、ごまと青のりの2つのバリエーションがあって、私は青のりの方を食べたのですが、青のりの風味がおせんべいと合っていてとてもおいしかったです。でも、想像以上に硬くてみんな口の中でふやかしながら食べていました。れいみちゃんがすごく早く食べ終えていて、歯が丈夫なんだなあと感心しました。後から知ったのですが、このかた焼きはもともと伊賀忍者が携帯した非常食がもととなっているそうです。忍者の携帯食として有名な、兵糧丸や飢渴丸はあまりおいしそうなイメージはありませんが、このかた焼きは甘くておいしいので、私が忍者だったらかた焼きばかり携帯するだろうなと思いました。お土産で買くと、小さな小槌がついてくるのでおすすめです。歯の弱い高齢の方はお茶を飲んでふやかしながら食べるそうです。

お昼ご飯は目当てにしていたははとこ食堂で、みんな自分の食べたいものをそれぞれ食べることができてとても満足しました。三重県でつくられた新鮮な野菜などをたっぷりと使ったお総菜やお味噌汁、ごはん・・・といったものが自分で好きな量だけ取って食べれる温かみのある食堂でした。一品一品が優しい味で、私は豆腐ハンバーグが一番おいしかったです。お座敷で今日の計画を話しながら、ゆったりと過ごすことができ、道中の疲れも癒えました。

古民家が並ぶ町並みは道路や電柱や看板があるとはいえ、どこかタイムスリップしたような気分を感じさせてくれました。私は京都や奈良などの昔の風景が残っている場所にはよく行きますが、それらの場所とはまた違った趣があってよかったです。

伊賀流忍者と上野城

上野盆地の中央にある上野公園周辺は、かつてのこの地域、伊賀国の中心となっていました。公園内にはその優雅な姿から別名白鳳城とも呼ばれる伊賀上野城や伊賀流忍者博物館、芭蕉翁記念館、俳聖殿などたくさんのお寺があります。

まず初めに忍者博物館で忍者ショーを見ました。「阿修羅」という海外でもよく公演を行っている忍者集団による本格的な忍者ショーで、ずっと前から見てみたいと思っていたので見ることができて本当にうれしかったです。目の前で、説明をしながら実際に手裏剣を打っていたので、本当の打ち方がよくわかりました。鎖鎌や棒手裏剣を使った実演を見ることができたので大満足でした。なかでも、大国火矢（火薬を詰めた筒を弓矢に括り付けているもので、その火薬の力を使い遠くまで火矢を飛ばすことができるといったもの）を飛ばしたときは、ピュウ〜！という大きな音がしたので、みんなものすごくびっくりしました。目の前に座っていた赤ちゃんが音にビックリして泣いていたので、キャストの人が来ておもしろいことをして泣き止ませようとしていて、観客一人ひとりのことを思っていてすごいなと思いました。音とシンクロした軽やかな忍者の動きによる、本物の実戦のようなパフォーマンスを目の当たりにして、おとなも子どもも十分楽しませてもらえました！

忍者屋敷では、驚きに仕掛けがたくさんありました。どんでん返しだけではなく、戸棚と見せかけた隠し階段など、忍ぶため・襲撃に備えるための様々な工夫を目にして、忍者がいかにして隠密行動をとっていたのか納得できました。一見ただの床に見えても力の入れ方ひとつで、短刀が床下からでてきたり、襖の下や縁側の下に密書を隠したり、人の想像をはるかに越えるような場所に仕掛けを作っていて、昔の人の考えることはなんて創造豊かなんだろうと思いました。案内人の忍者姿のスタッフさんの話がとてもおもしろかったです。私は昔のからくりにも興味があるのですが、忍者屋敷には驚きのからくり仕掛けがたくさんあって楽しかったです。

博物館には忍具などがいっぱい展示されていて、おなじみの手裏剣やまきびし、苦無に始まり、万力鎖や火車剣など、アニメ忍たま乱太郎で見たことのある武器もあったので感動しました！忍者の武器は常に持ち歩けるコンパクトなサイズのものや、見た目が武器のようでないもの（所謂暗器）が多く、忍び装束にはそれらを収納できるポケットのようなものがたくさんついていました。武器だけではなく、五色米（米を五色に染め、その組み合わせで暗号を作るというもの）や狼煙筒（のろしづつといい、腐敗乾燥させた狼のフンを火薬に混ぜて、それで火をおこし煙を出して遠くに合図するというもの）など仲間との連絡手段に用いられたものも展示されていて、どれも実際の大きさを見るのは初めてでした。その他にも、薬屋さんの薬研や薬筆筥、山伏のほら貝など、普段忍者の正体を隠す際の表向きの職業で使われる道具もたくさん展示していました。

実際に体験できるコーナーもあったので、ちいち・れいみちゃん・かいじくんは裏返した番傘に手毬を乗せるゲームを、私と中山さんは手裏剣打ちゲームをしました。手裏剣はショーで言っていたように、鉄の塊なので思ったより重くて、手首のスナップをうまくきかすことができず、的にはひとつしか命中しませんでした。どちらも思ったより難しくて、みんなで「これは修業が必要かな〜（笑）」と話していました。忍者ショーの役者さんたちもあのような素敵なショーを届けるために、たくさん修行したのだと思います！

最後に時間の問題で入館はしませんでした。伊賀上野城を見に行きました。このお城

の特徴の一つは日本のトップクラスを競う高さ約30メートルの石垣です。17世紀初めに入国し城主となった藤堂高虎は築城の名手だったそうで、家康が秀吉の大阪城に対抗するための規模の大きいお城を造ろうとしたそうです。今まで何度か各地のお城に訪れましたが、これほど大きな石垣を持ったお城を見たのは初めてだったので驚きました。

伊賀の忍びたち

伊賀流とは、伊賀国の地に伝わった忍者流派のことです。根拠地は、今回訪れた現在の三重県伊賀市と名張市にあったとされています。誰もが知っている忍者ハッ○リくんの先祖のモデルとなった服部半蔵率いる「服部家」、伊賀流忍者の祖とされている百地丹波率いる「百地家」、今に忍者の姿を伝える貴重な資料と呼ばれる万川集海の筆者の祖父である藤林長門守率いる「藤林家」。その三家は、伊賀上忍三家とよばれ、彼らによって伊賀国は統治されていたようです。何世代にも渡り伊賀流の忍術を伝えていったようです。（以下、諸説あります。）ですが、時代の流れによって、伊賀国から伊賀流忍者は全国各地へと散らばったとされています。そのためか、もしくははもともと忍者が闇の存在であるためか、忍者に関する具体的な資料や情報は残っていないそうです。ですが、実際その伊賀に自ら行ってみると、彼らは本当にここを根拠地として活動していたのだろうとそんな気分になりました。町全体の雰囲気が私をそう思わせてくれました。自分が興味を持ったもののことを調べるのは今の時代簡単なことですが、そのゆかりの土地に足を運びその空気に触れてみるのが大事だなと改めて思いました。

ギリギリにたてたスケジュールだったので、電車に乗り遅れそうになったり、かなりバタバタとした1日となりましたが、みんなで楽しくわいわいと過ごしながらか忍者という一つの文化に触れることができて良かったです！改めてもっと忍者のことについて知りたいなと思うようになりました！

ほのか



Event Information

国連子どもの権利条約採択30周年

世界中の子どもたちの人権が守られるために

～ 国連子どもの権利委員会の活動と挑戦 ～



◆日時

2019年10月30日(水) 14:45～16:15

◆会場

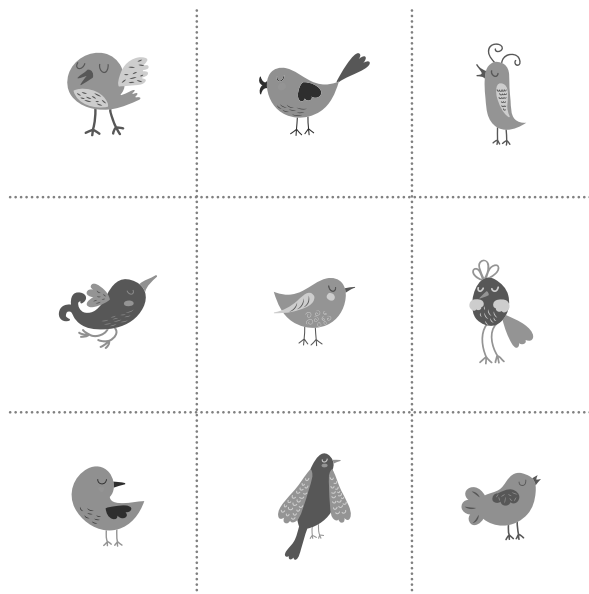
東洋大学 白山キャンパス 井上円了ホール(5号館地下2階)

◆講師

大谷 美紀子さん (弁護士、国連子どもの権利委員)

日本初の国連子どもの権利委員に就任した大谷美紀子弁護士を講師に、子どもの権利条約採択30周年を迎えた今、世界に蔓延する子どもの権利侵害に対して、子どもの権利委員会がどのように課題解決にむけた協議をしているのか等について講演があります。

この講演会は東洋大学の2019年秋期公開講座の一つとして、子どもの人権連と共催で開催されます。詳しくは東洋大学HPを確認してください。参加を希望される方は、東洋大学HPより申し込みをお願いします。



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2019/5/5 【朝日新聞】

平成、子ども787万人減 15歳未満、 今年は1533万人に

今年4月1日現在の15歳未満の子どもの数は1533万人で、前年より18万人減った。1982年から38年連続の減少で、記録がある50年以降の最少を更新。「平成」の30年余りで、89年の2320万人から787万人減っており、少子化を象徴する結果となった。5日の「こどもの日」にあわせ、総務省が推計した。男子785万人、女子748万人で、男子が37万人多かった。都道府県別では、45道府県で減少した一方、一極集中の進む東京都は8千人増え、沖縄県は前年と同数となった。全人口に占める子どもの割合は、前年より0.2ポイント低下し、12.1%だった。75年から45年連続の低下で、こちらも過去最低を更新した。97年以降は、65歳以上の高齢者が子どもより多い。子どもと高齢者の割合の差は年々広がり、今年は高齢者の割合が28.3%と、子どもの倍を超え、「少子高齢化」が際立つ。

■ 2019/5/5 【朝日新聞】

学校死亡事故、検証報告は1割未満 遺族に募る「なぜ」

相次ぐ学校事故を受け、国は全国の事故の検証報告書を集約し、その教訓を学校現場と共有する取り組みを2016年度から始めた。だが、文部科学省が把握した全国の死亡事故のうち、集まった報告は1割に満たず、再発防止の枠組みは十分に機能していない。文科省が16年に示した「学校事故対応に関する指針」では、死亡事故が起きると、学校は3日以内をめどに教職員や生徒から聞き取る基本調査を実施。そのうえで、授業や部活動など教育活動による場合や、家族から要望がある場合などは、学校設置者は外部の専門家らによる詳細調査を行う。都道府県教委などは報告書を国に提出。国は全国

の学校に教訓を伝え、事故の再発を防ぐ狙いだ。文科省は取材に、17年度までの2年間に56件の死亡事故を把握しながら、詳細調査の報告書は4件しか提出されていないと明らかにした。残り52件は、事故の大まかな概要のみ説明。自治体名などを明かさないため、朝日は過去の報道などから31件を特定し、事故後の対応を調べた。すると、詳細調査をしていないのは27件もあった。調査を終えたが、文科省が把握していなかったのが2件、報告の準備中が1件、調査中が1件あった。詳細調査をしない理由は「保護者の要望がなかった」「警察の捜査が行われた」など。調査を望むか意向を聞かれていない遺族もいた。指針は事故に遭った遺族や保護者らに対し、誠意をもって支援を継続していくことを求めている。背景には、学校で重大事故が起きても、遺族らが望む検証と十分な情報提供が行われなかったことがある。

■ 2019/5/11 【朝日新聞】

子の引き渡しルール化 養育費不払いに防止策 改正法成立

改正民事執行法が10日、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。国内での離婚に伴う子どもの引き渡し手続きの明確化と、養育費や賠償金の不払いを防ぐ仕組みの導入が柱で、原則として1年以内の施行を目指す。これにあわせ、国境を越えて連れ去られた子の取り扱いを定めた「ハーグ条約」の実施法も改正された。民事執行法は、民事上の権利を実現する裁判所の強制執行の手続きを定める法律。民事裁判で勝訴したり、公証役場で約束をかわしたりしたのに相手が履行しないケースでは、裁判所に強制執行を申し立てて権利の実現を目指すのが一般的だが、実効性を確保するのが難しく、法整備が課題となっていた。子どもの引き渡しは現行法にルールがなく、「動産の引き渡し」の規定で対応してきた。裁判所の執行官は、親権者から申し立てがあれば、親権を失った親と同居する子

を強制的に連れ出し、親権者に引き渡してきた。ただ執行は、同居する親と一緒にいる時に限るという条件で運用してきたため、故意に不在にされるなどして失敗する例が少なくなかった。改正案ではこの条件を逆転させ、引き渡しに親権者が立ち会えば、子と同居する親が不在でも連れ出せる規定を盛り込んだ。ハーグ条約の実施法も同様に規定を見直す。養育費や賠償金の不払いへの対策では、債権者が確定判決などに基づいて裁判所に申し立てれば、相手の預貯金や勤務先などの情報を、指定した金融機関や公的機関から入手できる制度を創設した。これによって、相手の財産の差し押さえがスムーズになることが期待される。これまで、強制執行の申し立てには債務者の対象財産を特定する必要があったが、財産を隠されたり、転職して連絡を絶たれたりするなどして特定が難しかったという。

■ 2019/5/11 【朝日新聞】

幼保無償化、10月から 認可外施設も対象 改正法成立

10月から幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が、10日の参院本会議で自民党と公明党、国民民主党、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。財源は消費税率10%への引き上げによる増収分を充てる。安倍政権は夏の参院選で実績としてアピールする考えだが、職員資格などの基準を満たさない施設も無償になるため、保育の質が確保できないとの懸念は根強い。無償化の対象は、すべての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児で、計約300万人。認可保育園や認定こども園などの利用料は全額無料となる。認可保育園などに入れない子どもが多いことを踏まえ、認可外施設やベビーシッターも対象とする。ただし補助に上限があり、3～5歳児が月3万7千円、0～2歳児は月4万2千円。認可外施設は、もともと職員や設備の基準が認可保育園より緩いが、この基準すら満たさない場合も経過措置で5年間は対象とする。安倍晋三首相が2017年の衆院解散・総選挙の際、「少子高齢化を克服するための大改革」として無償化を打ち出した。新たに必要となる公費は年間

7764億円で、負担割合は国が4割、地方が6割だが、19年度に限り全額を国費で賄う。立憲民主党や共産党などは、保育の質の確保や待機児童対策を優先するべきだとして、採決で反対した。

■ 2019/5/11 【朝日新聞】

虐待防止強化、法案審議入り 体罰を禁じる表現、焦点

児童虐待防止の強化に向け、親権者らによる体罰禁止を明記した政府提出の児童福祉法等改正案が10日、衆院本会議で審議入りした。立憲民主党や国民民主党など、野党5党派が共同で提出した対案も同時に審議される。今国会での成立を目指す自公両党は修正協議に応じる構えを見せており、体罰を禁じる表現や、子どもへの「懲戒権」の見直しのあり方などが焦点だ。体罰禁止の規定は、政府案と野党案の双方に盛り込まれた。ただ、政府案は「しつけに際して体罰を加えたり、民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により懲戒したりしてはならない」と規定する一方、野党案は「親権の行使に際して、体罰を加えてはならない」としている。この日の衆院本会議で、共産党の高橋千鶴子氏は政府案について『「監護・教育」の範囲を超えなければ体罰にあたらないのか。正当な体罰があるとの余地を残さない規定にするべきだ」と指摘。安倍晋三首相は「(政府案は)全ての体罰が禁止される規定となっている。ご指摘はあたらない」と述べた。民法が規定する「懲戒権」のあり方についても、政府案は「改正法施行後2年をめどに検討」とする一方、野党案は「早急に検討を加える」としている。安倍首相は「国民の間でも様々な議論がある」と述べ、2年の検討期間は必要だと主張した。

■ 2019/5/20 【朝日新聞】

フリースクールと「連携ない」、 教委・大学の85% 文科省調査

2016年に成立した教育機会確保法で民間のフリースクールなどとの連携を求められている全国の教育委員会や国公立大学法人などのうち、約85%が連携していないことが、文科科学省の調査でわかった。1964機関を対象に、昨

年12月時点の実態を調査した。そのうち約85%にあたる1674機関が「連携がない」と回答した。理由（複数回答可）は「域内に民間団体がない」が約55%で最多。次いで「不登校の子が利用できる施設が他にある」が約51%、「利用を希望する不登校の子が少ないと見込まれる」が約22%だった。「どのように連携すればよいかわからない」という回答も約3%あった。「連携がある」と解答した290機関の連携内容（複数回答可）は、「文書などによる定期的な情報共有」が約68%、「教育委員会などの職員が民間団体を訪問しての情報共有」が約43%、「教育委員会などが主催する不登校の子の支援会議に民間団体の職員が参加」が約40%だった。290機関が連携するのは351の団体・施設。これらに在籍する小中学生は約2800人（小学生約960人、中学生約1850人）で、そのうち約60%（小学生約45%、中学生約65%）が学校で出席扱いとなっていた。文科省の担当者「こうした調査は初めてで、実態がわかってきたのは大きい。民間団体との連携を含め、今後の施策に生かしたい」と話している

■ 2019/5/27 【朝日新聞】

ゲーム依存は疾患、WHO決定 予防・治療、開発進展へ

スマートフォンなどのゲームにのめり込んで日常生活に支障をきたすゲーム依存症が、国際的に「ゲーム障害」という疾患として認められた。25日、世界保健機関（WHO）総会の委員会で決まった。予防対策や治療法の開発などが進むとみられる。WHOの国際疾病分類の約30年ぶりの改訂版「ICD-11」で、ギャンブル依存症などと同じ精神疾患に分類され、治療が必要な疾患と位置づけられた。改訂版は2022年に発効する。改訂版では、ゲームをする時間や頻度などを自分で制御できない▽日常の関心事や日々の活動よりゲームを優先▽日常生活に支障をきたしてもゲームを続ける――、こうした状態が12カ月（重症ならより短期間）続くとゲーム障害と診断するとした。厚生労働省の17年度の調査では、中高生約93万人がゲームなどのネット依存のおそれ

があると推計された。厚労省はゲーム障害の詳細な実態調査を進めており、秋にも結果がまとまる見通しで、その後に必要な対策を講じていく。国立病院機構久里浜医療センターの樋口進院長は「予防教育や相談窓口の設置、診断・治療法の開発、治療できる医療者の育成などやるべきことがたくさんある。正式に疾患になると予算がつき、対策が始まると期待できる」と話す。一方、改訂版では、心と体の性が一致しない性同一性障害（GID）は精神疾患の分類から外れた。ジェンダーの多様性は病気ではなく個人の状態だという考え方を反映し、「性別不合」という名称になり、性の健康に関する分野に組み込まれた。

■ 2019/5/29 【朝日新聞】

高校部活の歯止め、14府県緩める 休養日・時間、国のやりすぎは正基準より

やりすぎへの是正が始まっている中学、高校の運動部活動に関して、都道府県のつくる指針がほぼ整った。休養日と活動時間について、中学は国と同じ基準で全国すべてがそろった一方、高校は14府県で国より緩い基準が設けられた。また朝練習について、8県が独自に原則禁止とするなど、制限の明文化が広がり始めた。運動部活動については、スポーツ庁が昨年3月、やり過ぎの是正を目的の一つに、総合的なガイドラインを策定。これに沿って、都道府県や、市区町村教育委員会など学校の設置者に指針をつくることを求めた。都道府県では、奈良県の高校対象分を除いて出そろっており、公表されている内容を朝日新聞でまとめた。国のガイドラインは、休養日について「週2日以上」、活動時間の上限は「平日2時間、休日3時間程度」と基準を示している。中学については、47都道府県が同じ基準で指針をつくった。ただ、高校は基準が分かれた。国は、原則として高校にも同じ基準を適用するとしているが、14府県が緩い基準にした。休養日について、秋田、福島が「平日1日と、土日のいずれかを月2回以上」とし、茨城、三重、京都、鳥取、島根、香川、長崎が「週1日以上」とするなど、国より少なくした。活動時間の上限も、茨城、大阪が

「平日2時間、休日4時間」、福島、静岡、三重、滋賀、京都、鳥取、島根、香川、大分の9府県が「平日3時間、休日4時間」など長めに設定した。中高で差をつけた理由に関して、福島は「活動時間は準備や片付けの時間を考慮した。週末の休養日が少ないのは、『大会の数を見ると週2日は厳しい』という意見が出た」と説明。鳥取は『『高校生は体ができています』『高校生の意欲に応えたい』などの意見が出た』と話した。一方、国のガイドラインで言及がなかった朝の活動を規制するのは9県。宮城、茨城、群馬、福井、滋賀、徳島が中高とも、山形と長野が中学で朝練習を原則禁止に。岐阜は中学で「開始時刻を午前7時半以降」とした。茨城は「心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保」と理由も指針で明示した。「PTA関係者や大学研究者らの検討委員会で、(朝練は)授業中の居眠りや朝食をとらないで登校するケースにつながるという意見が出た」と説明した。一方、朝練習を規制しない側では、「夏など季節によっては朝練習だけの方が良いという面もある」(千葉)と理由を挙げた。

■ 2019/5/29 【朝日新聞】

子どもが健全に過ごせる国、日本は19位 国際NGO

栄養や教育、治安など八つの指標をもとに、子どもが健全な幼少期を過ごすことができる国を順位付けした報告書「世界子どもレポート」を、国際NGO「セーブ・ザ・チルドレン」が28日に発表した。176カ国が対象で、日本は19位だった。レポートは、5歳未満で亡くなる▽栄養失調▽初等・中等教育を受けていない▽働いている▽少女の若年結婚▽若年出産▽紛争で家を追われる▽殺害される——といった八つの点を数値化し、各国の順位を付けている。1位はシンガポールで、2位にスウェーデン、3位にはフィンランド、ノルウェー、スロベニアが並んだ。韓国が8位に入り、中国と米国がともに36位。紛争が続く中央アフリカが最下位だった。日本は、5歳未満の死亡率0・26%▽栄養失調率7・1%▽初等・中等教育を受けていない割合1・

7%▽少女の若年結婚率0・5%▽若年出産率0・42%▽紛争で家を追われる割合0%▽殺害される割合0・0001%だった。全ての指標で上位陣と大きな差がなかったが、働いている子どもの割合は未計上となっている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの千賀邦夫事務局長は「日本では子どもたちの子ども時代が奪われているわけではないが、子どもを取り巻く環境には依然多くの課題がある」と総括した。国連子どもの権利委員会は2月、日本政府に、体罰の全面的禁止の法制化などを勧告しており、子どもへの暴力や性的虐待、搾取が高い水準にある、と懸念を表明している。レポートは、世界の子どもをめぐる環境が2000年に比べて大きく改善したと指摘。一方で、6億9千万人が適切な子ども時代を過ごせず、1億4500万人が亡くなっていると推計している。世界の子どもの4人に1人が健全な子ども時代を送れていないことになるという。

■ 2019/5/30 【朝日新聞】

少子化対策「質・量、十分でない」6割 内閣府が意識調査

政府の少子化対策について、「質・量ともに十分ではない」と思う人が6割超えることが、内閣府の意識調査でわかった。近く閣議決定される「少子化社会対策白書」に盛り込まれる。調査は昨年12月、全国の20～59歳の男女1万1889人にインターネットで実施した。政府や自治体の少子化対策(結婚・妊娠・出産・子育て支援など)への評価は、「質・量ともに十分ではない」が61・7%で最も多く、「質は十分だが、量は十分ではない」が6・0%、「質は十分ではないが、量は十分」が5・1%、「質・量ともに十分」が4・0%だった。十分ではない項目(複数回答)は、質・量ともに上位三つが「待機児童の解消」「教育費負担の軽減」「結婚の経済的負担の軽減」の順で共通だった。結婚を望んでいるのに「適当な相手にめぐりあわない」とする20～40代の男女1864人に理由を尋ねると、「身近に同世代の未婚者が少ない(いない)ため、出会いの機会がほとんどない」が42・6%、「人を好きになったり、結婚相手として意識することが(ほとんど)ない」が18・0%だった。

■ 2019/6/4 【朝日新聞】

**少年法の適用 更生に妨げ、年齢下げるな
野口善国**

法制審議会で、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げる議論が進んでいる。私は神戸連続児童殺傷事件など多くの少年事件に付添人としてかわり、保護司を30年余り務めた。この間、300人以上の非行少年たちと付き合ってきた経験から、少年法の適用年齢引き下げに強く反対したい。民法改正により成人年齢は18歳となったが、それは様々な権利を与えるという積極的な意味がある。しかし少年法の適用年齢を引き下げ、18、19歳の若者を成人と等しく罰すれば、少年法に定められた更生のための制度は使えなくなる。これは非行対策として不十分なだけでなく、「少年の健全な育成を期す」という少年法の基本理念を変質させ、法律を死に至らせるものだ。少年法には、少年たちが更生するのについてつけの制度がいくつもある。例えば、家庭裁判所の調査官は一種のケースワーカーであり、少年に対する教育機能も持つ。民間のボランティアである保護司が保護観察を担当するのも、世界的に珍しい。こうした仕組みにより、わが国の非行対策は大変うまくいった。ここ数年の少年による刑法犯などの検挙人員は、戦後最悪の時期と比べれば2割以下だ。少年鑑別所や少年院の収容者は、定員の2、3割以下というところが多い。私は大学生のころ、サークル活動で保護観察や試験観察処分を受けた少年の家庭を訪れ、勉強を教えたり一緒に遊んだりした。非行少年は怖い、という先入観があったが、ほんの少し手助けをするだけで立派に成長するのを目の当たりにした。その後、弁護士になり、少年事件に関わる中で得た結論は、非行少年は甘やかされて育ったのではなく、むしろ虐待され、罰し続けられてきた子どもたちであるということだ。凶悪な事件を起こした少年には、特にそれが当てはまると思う。少年法適用年齢の引き下げに反対する声はまだ小さい。引き下げを支持する人たちは、大人顔負けの残虐な罪を犯すような者が、少年法によって守られているのはおかしいと主張する。しかし現行の少年法では、16歳以上の少年が故意の犯罪行為で

人の命を奪った場合は、原則として刑事罰が与えられ、犯行時に18歳以上の少年には死刑も適用される。子どもたちが非行に走るのには、様々な事情から適切な教育が受けられず、親の愛情を体感できないからだ。良い環境の下で力を発揮できるようにすれば、立派に成長する能力があり、必ず立ち直る。それは非行少年に接すれば分かる。大人たちは今こそ、罪を犯した子どもたちの声に耳を傾けるべきではなかろうか。

■ 2019/6/13 【朝日新聞】

**子どもの貧困対策、市区町村でも計画
取り組み拡大、課題 改正法成立**

改正子どもの貧困対策法が12日、参院本会議で全会一致で可決され成立した。貧困改善に向けた計画づくりを市区町村の努力義務とすることが柱で、地域の実情に合った対策の推進を目指す。すでに独自の取り組みを進める自治体もあり、動きが広がるかが課題だ。

政府は2014年施行の同法に基づき、低所得世帯の幼児教育・保育の無償化や児童扶養手当の増額などに取り組んでいるが、子どもの貧困率は13・9%（15年）で7人に1人が貧困状態にある。ひとり親世帯の貧困率は50・8%に上る。17年時点で、全ての都道府県に改善計画があるが、貧困対策を進めていると考えられる市区町村を対象にした内閣府の調査では、策定割合は約3割だった。今回の改正では、計画策定の努力義務を課す対象を、都道府県から市区町村に広げた。貧困改善に向けた数値目標を政府の大綱に設ける規定も検討されたが、実際に支援を進めることが大切との理由で見送られた。先駆的な自治体の一つが大阪府箕面市だ。親から子への「貧困の連鎖」の根絶を重点課題と位置付け、司令塔となる専門部署を設置。支援が必要な子どもの早期把握を目指して、「子ども成長見守りシステム」を17年度に導入した。市内の0～18歳の2万7千人について、市役所や学校に分散していた生活保護の受給状況、学力や生活状況などのデータを集約。年2回、支援の必要性を判定する。17年冬の判定では、重点支援が必要とされた小中学生が477人いたが、このうち212人は学校

側が必要性を認識していなかった。学校側は、子どもにこまめに声をかけ、様子を見守るなどの対応を取った。東京都足立区は進学率など子どもの貧困に関する24の指標を15年度に独自に設定。この指標に基づき、中長期的に子どもの状況や施策の効果を確認することになっている。沖縄大の山野良一教授（児童福祉）は「貧困状態にある子どもを見つけ、支援につなげるのは市区町村にこそできることで、努力義務化した意義は大きい。国が財政支援などで後押しすることも重要だ」と話す。

■ 2019/6/17 【朝日新聞】

外国人の子の高校入試に配慮促す 就学調査も 国支援策

文部科学省は17日、外国人の子ども向けに今後取り組む、教育の支援策を公表した。学齢期の子どもの就学状況を初めて調査するほか、多言語での就学・就園案内や、高校入試における配慮を全国教育委員会に促すのが主要内容。障害のある外国人の子どもに対応するため、特別支援学校などでも日本語指導の補助や通訳ができる職員の配置を進めるという。外国人の場合、保護者が子どもを小中学校に就学させる義務がない。学校側の受け入れも遅れており、就学状況を把握できない子どもが数万人規模に上るという試算もある。一方、政府は外国人材の受け入れを拡大する方針を打ち出しており、日本に住む外国人の子どもは今後も増える見通しだ。教育機会の確保が課題となるなか、文科省は有識者への聞き取りや現地視察をしながら、支援策について検討を進めてきた。文科省はまず、就学状況の把握が必要だとして、全国の教委を通じて調査することを決定した。照会を既に進めており、今夏にも取りまとめて公表する方針という。また、多言語による就学案内を徹底し、幼児期の子ども向けの就園ガイドも作成する。高校入試では、問題文の漢字にルビをふったり、辞書の持ち込みを認めたり、特別入学枠をつくったりするなど、配慮を促していく方針だ。障害のある外国人の子どもは「二重のハンディを負っている存在」（文科省幹部）として、支援策を充実させる。具体的には、特別支援教育と、外国人の子ども向けの指導方法を

合わせて学ぶ教員研修を初めて実施するほか、特別支援学校などに日本語指導の補助や通訳ができる職員の配置を進める。このほか、多言語翻訳システムの活用や、外国人の子どもが多い地域の学校の授業を通信回線をつなげて、少ない地域の学校と結ぶ「遠隔教育」の充実を図り、全国的に夜間中学の設置も促す。文科省の浮島智子副大臣は17日に開かれた検討チームの最終会議で、「多文化共生を進めるなど学校におけるきめ細かな指導態勢を構築し、さらなる就学促進策を充実させていく」と語った。

■ 2019/6/20 【朝日新聞】

学校現場、手いっぱい 業務減「すぐには…」OECD調査

経済協力開発機構（OECD）の調査で、日本の小中学校教員は勤務状況と授業内容の双方で課題が浮かんできた。文部科学省は「進めようとしている改革の周知が不十分だ」と分析するが、学校現場からは「余裕がない現状は簡単に変わらない」と不満が上がる。「部活動、親とのやりとり、行政的な仕事。日本の先生は教室で指導するほかに、たくさんの仕事を負わされている」中央教育審議会は教員の働き方改革に向けて2017年8月に緊急提言を、同年12月には教員が担うべき業務とそうでない業務を分けた「中間まとめ」を出している。今回の調査が行われたのはこの直後の18年2～3月。効果が注目されたが、結果的には5年前の前回調査より仕事時間が長くなっていた。文科省は、部活動などの課外指導の軽減も進めようとしている。17年度から、教員に代わって行う「部活動指導員」を制度化した。だが、「待遇がよいわけではなく、見つけるのが難しい」と大阪府内の中学校の教員。「見つかったも学校に理解のある人とは限らず、親からの苦情の処理でかえって手間取る。教員の代わりにはなかなかない」と語る。授業内容も課題だ。中学の場合、「生徒を少人数のグループに分け、問題や課題に対する合同の解決法を出させる」「新しい知識が役立つことを示すため、日常生活や仕事での問題を引き合いに出す」を頻繁に行う教員

はそれぞれ44・4%、53・9%。前回調査より増えたが、参加国の平均には及ばない。より深刻なのは、生徒たちが自ら考えるような授業をしているかどうか。「明らかな解決法が存在しない課題を提示する」は16・1%、「批判的に考える必要がある課題を与える」は12・6%で、参加国の中で最も低いレベル。ICT（情報通信技術）の活用も17・9%にとどまる。こうした取り組みは「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を重視する新学習指導要領の根幹部分。文科省の担当者は「これからの時代に対応した指導ができていない。新指導要領の内容について周知徹底したい」と話す。日本の教員が1週間の間で職能開発にける時間は小学0・7時間、中学0・6時間で、ともに参加国の中で最低。「いじめや不登校などの対応も求められ、力量をつける余裕がない」と話す。

■ 2019/6/19 【朝日新聞】

虐待の防止強化へ、改正関連法が成立 体罰禁止を明記

児童虐待の防止強化に向けた改正児童福祉法などが19日、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。虐待の理由に「しつけ」を挙げる親がいる現状を踏まえ、保護者や児童福祉施設の施設長らによる体罰禁止を明記した。一部を除き、来年4月に施行される。民法が規定する親権者の子どもへの「懲戒権」のあり方についても、改正法施行後2年をめどに検討するとした。また、児童相談所（児相）の体制強化に向け、虐待が疑われる家庭への立ち入り調査や子どもの一時保護を行う職員と、保護者支援を行う職員を分けるよう定めた。保護者との関係を気にして、一時保護などをちゅうちょするケースをなくすためだ。改正法には、全ての児相への医師・保健師の配置や、常に弁護士による助言・指導を受けられる体制の整備も盛り込まれた。中核市と特別区が改正法施行後5年で児相を設置できるよう、政府は施設整備や人材育成などを支援する。虐待をした保護者への再発防止プログラムの実施を児相などの努力義務とし、子どもの転居に伴う児相間の引き継ぎを徹底

する。改正案は政府が提出したが、与野党が修正合意した約10項目が追加された。

■ 2019/6/21 【朝日新聞】

親の「懲戒権」見直し諮問 虐待の「口実」、 削除か表現変更か 法相、法制審に

山下貴司法相は20日、民法で定めている親権者の子どもに対しての「懲戒権」の見直しを法制審議会（法相の諮問機関）に諮問した。規定の削除の是非のほか、規定を残しながら「懲戒」との表現を変更するかどうかなどが議論される見通しだ。また、出生届が出されずに戸籍の記載のない「無戸籍者」問題の解消に向けて、民法の「嫡出推定」の見直しも諮問した。懲戒権を巡っては、「しつけ」と称して虐待を正当化する口実に使われるとの指摘が絶えない。児童虐待の防止強化に向けて19日に成立した改正児童福祉法などでは、親による体罰を禁止。改正法の施行後2年をめどに、懲戒権のあり方を検討することが明記された。この日の諮問はこれを受けての対応だ。法務省は法制審の議論の本格化に先立ち、法学者や法律の実務家らが参加する研究会を設け、7月をめどに論点をまとめる。懲戒権は、2011年の民法改正の際も、削除の是非が議論された。だが当時は、相応の「しつけ」もできなくなると誤解される恐れがあるなどの理由で削除は見送られた。ただ子どもを懲戒できる対象については、「必要な範囲」というあいまいな表現を、「子の利益のため」「監護、教育に必要な範囲」と改めた。懲戒権が虐待を正当化するものではないことを明確化するためだった。だが、その後も、「しつけ」を口実とした虐待につながっているとの見方は根強い。嫡出推定は、「女性が婚姻してから200日経過して生まれた子は夫の子」「離婚後300日以内に生まれた子は元夫の子」とする規定だ。女性が、夫との別居中や離婚直後に子どもを産んだ場合でも、戸籍には夫や元夫の子として記載される。これを覆す「嫡出否認」の訴えは夫が元夫だけで、提訴できる期限は「夫（元夫）が子の出生を知った時から1年以内」と定められている。このため、母親が出生届を提出せず、無戸籍になる子ど

もが生じるとの指摘がある。法務省が今年4月時点で把握している無戸籍者は827人。8割近くが夫（元夫）の子になるのを避けるために出生届を出さなかったという。法制審では嫡出否認の訴えを起こせる権利を母子にも拡大することや、提訴期限の延長などが議論の中心となりそうだ。

■ 2019/6/22 【朝日新聞】

夜間中学の設置、指定市も促進へ 文科省

文部科学省は21日、公立夜間中学の設置促進を47都道府県に加え、20政令指定都市に対しても行うことを決めた。この日、夜間中学に関する有識者会議が報告書を取りまとめたことを受けた判断。不登校のまま卒業する子どもや、日本語を学ぶ外国人の増加に伴ってニーズが高まっているとして、設置に向けた動きを各地で後押しする。2016年に不登校児らの学びを支援する教育機会確保法が成立したことを受け、文科省は全都道府県で公立夜間中学の設置を目指すことを表明した。今年4月には埼玉県川口市と千葉県松戸市で、公立夜間中学が22年ぶりに開校した。一方、義務教育を終えていない人は全国に12万8千人以上いるとされる。さらに、都市部を中心とした外国人人口の急増があり、文科省は政令指定都市にも設置が必要だと判断した。今後、都道府県が設置推進協議会を立ち上げる基準を緩和し、日本語指導の補助や通訳ができる人材の配置も進める。義務教育を受けていない人のきめ細かな実態把握もする方針だ。夜間中学は戦後の混乱期、昼間に働く子どもたち向けに夜間に授業を行ったのが始まり。1950年代には関東や関西地方を中心に80校以上あったが、現在は9都府県の27市区に33校しかない。

■ 2019/6/27 【朝日新聞】

認可外保育、基準違反4割超 2017年度調査

厚生労働省は26日、2017年度に自治体が実施した、認可外保育施設への立ち入り調

査の結果を発表した。対象施設の3割を調査できておらず、調査した施設の4割超が国の指導監督基準に違反していた。10月から始まる幼児教育・保育の無償化は認可外施設も対象になるため、安全確保が大きな課題となっている。昨年3月末時点で自治体に届け出があった認可外施設は、前年同期より1750カ所増の9666カ所。調査の対象外となるベビーシッター事業者を除いた7689カ所のうち、5332カ所を調査し、実施率は69.3%だった。基準違反が確認されたのは2407カ所。違反内容は乳幼児の健診の未実施（858カ所）、消防計画の未策定・訓練の未実施（819カ所）、子どもの安全確保への未配慮（524カ所）などだった。

■ 2019/7/5 【朝日新聞】

ベビーシッター、集団指導義務化 厚労省、 都道府県に

厚生労働省は来年度から都道府県に、ベビーシッターを集めて年1回以上、安全対策などを指導することを義務づける。10月に始まる幼児教育・保育の無償化はベビーシッターも対象だが、現場は利用者の家が多いため立ち入り調査の対象外となっており、集団指導で質の確保・向上を図る。厚労省の有識者委員会が4日にまとめた報告書に沿って、国の指導監督基準を見直す。これまでは「1対1で保育を行う」以外に具体的な基準はなかった。報告書には、深刻な苦情が寄せられた事業所への立ち入り調査も盛り込まれた。シッターの資格要件は10月から、保育士が看護師、または20時間程度の講義と1日以上の実践演習を受講した者とする。資格要件を満たしているか、事業者が都道府県への届け出や情報開示を義務化する。

■ 2019/7/9 【朝日新聞】

待機児童、3割減っても7894人 「20年度末にゼロ」 政府目標見通せず 75市区

認可保育園などに入れない待機児童について朝日新聞が主要75市区町に調査したとこ

ろ、今年4月時点の待機児童数が計7894人いることがわかった。政府は当初「2017年度末に達成する」としていた待機児童ゼロの目標を20年度末に先送りしたが、その達成も見通せない状況だ。調査は20政令指定市と東京23区、18年4月時点で待機児童が100人以上いた32市町の計75市区町を対象に実施。全自治体から回答を得た。待機児童数は全体で前年の1万1165人から3271人（29%）減少。大都市を中心に施設整備が進み、75市区町のうち54市区町で待機児童が減った。札幌市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市と東京都港区、杉並区の8自治体は待機児童ゼロだった。最も多かったのは東京都世田谷区で470人（前年比16人減）。昨年度中に保育施設の定員を1396人分増やす計画だったが、土地代の高騰で整備が進まず、実際には492人分しか整備できなかった。兵庫県明石市が412人（同159人減）、さいたま市が393人（同78人増）と続いた。保育士不足が足かせとなった自治体もあった。待機児童が250人（同112人増）だった那覇市では保育士が61人足りず、31施設で256人分の受け入れを見送った。ほかに保育士不足が原因で子どもの受け入れ人数を減らした自治体は17市区町にのぼった。調査では幼児教育・保育の無償化の影響についても尋ねた。保育料が無料になることで保育ニーズが増えるの見込んだ自治体は49市区町（65%）、増えないと見込んだ自治体は16市区（21%）だった。残る10市区は「不明」などとして回答を控えた。無償化に向けた懸念を複数回答で聞いたところ、「施設・保護者への周知」が67市区町（89%）で最多となった。無償化をめぐるのは当初、与党・自民党内からも「そもそも待機児童を解消するのが先だ」との意見が出ていた。安倍晋三首相は17年11月の衆院予算委で「まずは受け皿づくりを先行させているのは事実。その先に無償化がスタートする」と述べていたが、十分な受け皿整備が整わないまま、無償化に踏み切ることになる。

■ 2019/7/11 【朝日新聞】

子どもの自殺、 再調査でいじめ認定相次ぐ 遺族も不快感

子どもが自殺した原因や背景を調べるため、教育委員会が作った第三者委員会などの判断が再調査を経て覆され、「いじめが原因だった」と認定される例が続いている。遺族からの不満もあり、第三者委員会のあり方はいじめ防止対策推進法の改正に向けた焦点の一つだが、国会議員の議論はストップしている。いじめ被害をどのように調査・検証をするのかは、「いじめ防止対策推進法」の改正作業でも大きな論点となっている。今の制度では、経緯や原因の解明を第三者委に依頼するのかや、その場合の委員の人選は主に教育委員会が判断している。だが、「学校側に近すぎる」という批判があり、法改正に向けた検討をしている超党派の国会議員勉強会は被害者側が求めれば、最初から首長部局のもとに第三者委を設置でき、人選にも関われないか、検討してきた。ただ、勉強会の座長の馳浩元文科相が4月に出した試案では、この内容が「自治体の負担が大きくなる」「教育への政治介入の懸念がある」などの理由で削られた。委員の人選についても「利害関係のない者を最低2人入れる」との内容にとどまった。これに対し、自殺をした子どもの遺族らの団体が強い反発を示し、議員の中からも再考を促す声が上がっている。学校が取り組むべき対策をどのように法律に盛り込むのかなどをめぐっても、議員の間の意見が分かれ、勉強会の議論はその後、実質的にストップした。通常国会を目指していた、改正法案の提出も見送られた。

■ 2019/7/15 【朝日新聞】

「また教員になりたい」、少ない日本 8割「仕事に満足」としつつ OECD調査

「教職は高く評価されている」と感じつつ、「再び教員になりたい」と思う割合は低い。経済協力開発機構（OECD）による国際教員指導環境調査（TALIS）の結果からは、こ

うした日本の教員像が見えてくる。校長を務める女性が少ないことや、多様性についての教育が他国と比べて遅れているなどの課題も表れた。調査の主眼の一つは、教員たちの仕事に対する意識や満足感を探ることだ。日本の中学教員で「全体としてみれば、この仕事に満足している」という質問に対して「非常に良くあてはまる」「あてはまる」と答えたのは計81・8%だった。参加国・地域の平均（90・2%）を下回ったものの、高いレベルだった。「教職は社会的に高く評価されていると思う」と答えた教員は34・4%で、参加国・地域平均の32・4%より高かった。また、「教員になったことを後悔している」は8・2%、「他の職業を選んでの方が良かったかもしれないと思う」は30・5%で、いずれも平均（10・3%、35・4%）より低かった。ただ、「もう一度仕事を選べるとしたら、また教員になりたい」と考えている日本の教員は54・9%で、平均（75・8%）を20ポイント以上下回った。文部科学省は「結果をしっかり受けとめなければいけない。魅力や、やりがいのある職場にする必要がある」と話す。教員を志望した動機も調査した。日本の中学教員で最も支持が集まったのは「教職に就けば、子供や若者の成長に影響を与えられる」という理由で、「非常に重要」「ある程度重要」と答えたのは計89・0%だった。この理由は他の国でも支持が集まり、参加国・地域の平均は93・2%だった。日本は次いで「安定した職業である」（85・6%）、「確実な収入が得られる」（84・8%）が多く、平均（74・3%、70・5%）より高かった。一方、「教職に就けば、社会的弱者の手助けができる」は66・3%、「社会に貢献できる」は81・6%で、平均（78・2%、90・4%）より低かった。調査では、教員や校長の性別と年齢も調べた。日本の中学校校長は女性が際立って少ない一方、平均年齢が高い傾向が浮かんた。調査によると、日本の中学教員の42・2%、中学校長の7・0%が女性だった。参加国・地域の平均は教員69・2%、校長48・9%で、日本は教員、校長ともに最も低い割合だった。女性校長が最も多かったのはラトビアの83・8%で、ブラ

ジル76・5%、ブルガリア72・9%が続いた。日本と並んで低いのは、7・2%のトルコだった。小学校では日本の教員の61・4%、校長の23・1%が女性だった。教員の女性の割合は参加国・地域で最も低く、校長はトルコの8・2%に続いて低かった。一方、日本の中学教員の平均年齢は42・0歳で、参加国・地域平均の43・4歳より若かった。30歳未満の割合は21・0%で、平均（11・5%）の2倍近かった。日本の小学教員も41・7歳で、30歳未満が22・4%と2番目に多い。日本の学校でベテラン教員の大量退職に伴い、若い教員が増えていることが影響しているとみられる。対照的に、中学校長の平均年齢は58・0歳と韓国の58・7歳に次いで高く、小学校は57・7歳と参加国・地域の中で最も高かった。外国にルーツがある子どもが増えるなか、多様性をどのように教えるのかは、日本の学校も直面する課題だ。調査では、問題意識を持ちつつも、実践がやや遅れているという傾向が表れた。調査では、中学校の校長が自校の教員の意識をどのようにとらえているかを聞いた。「生徒の文化的背景の違いにすぐに対応できることは重要である」と「多数」または「全員、またはほとんど全員」が同意すると回答した日本の校長は92・1%で、平均の90・4%より高かった。「異なる文化の人々は異なる価値観を持ち得ることを生徒が学ぶのは重要である」も91・9%で、平均の91・6%をわずかに上回った。一方、多様な背景を持つ生徒が在籍する中学校で、実際の取り組みについて校長に尋ねると、「多様な民族的、文化的なアイデンティティを表現することを促す活動や組織を支援する」は25・0%（平均69・9%）、「多文化的な行事を開催している」は32・4%（同64・0%）、「民族的、文化的な差別にどう取り組むかを生徒に教える」は73・6%（同82・5%）で、いずれも平均より低かった。

■ 2019/7/26 【朝日新聞】

夏休みに瘦せる子どもたちへ フードバンクで広がる支援

東京や静岡、京都など各地のフードバンクが近年、長期休み中の子どもたちに無償で食料品を

届ける取り組みを始めている。給食がない夏休みが明けると、痩せて学校に戻る子どもが少なからずいるからだ。「栄養格差を縮めるうえで意義がある」と識者らは言う。狛江市の2017年の調査によると、過去1年に経済的理由で必要な食料を買えなかったことがあると答えた一人親世帯は4割を超えた。F B Kは昨夏から、長期休みの食料支援を開始。市が一人親世帯に送る児童扶養手当の現況届提出依頼が入った封筒に案内を入れ、昨夏は希望した44世帯に食料を届けた。国会では5月、食品ロス削減推進法が成立し、フードバンクとの連携強化も促された。F B Kの田中妙幸（たえこ）理事長（66）は「食べられない子どもがいる一方で、捨てられる食品がある。子どもが幸せに暮らせる循環を作りたい」と話す。夏休み明けに痩せる子どもの存在は09年、「子どもの貧困白書」（明石書店）で取り上げられ、話題に。フードバンク山梨が15年、長期休み中、希望する子育て世帯に食料品を届ける「こども支援プロジェクト」を始めた。夏休み中に学校へ来た子どもに「先生、何か食べるものない？」と言われた小学校教諭からの相談がきっかけだ。現在、8市町と協定を結び、学校を通じて就学援助世帯に案内を出す。今夏は624世帯1312人の子どもに届けるという。全国フードバンク推進協議会（東京）によると、この夏休み、岩手や静岡などの、少なくとも9団体が子育て世帯に食料品を届ける活動をする。昨夏から始めたセカンドハーベスト京都も学校と連携する。京都市では、校長が希望した小学校で、就学援助を受ける子どもの連絡袋に案内を入れる。京都府八幡市では、市教委と連携し、小学生の就学援助決定通知の封筒に案内を同封する。学校との連携で、必要だと思われる家庭に確実に案内を届けられるという。新潟県立大の村山伸子教授（公衆栄養学）らが17年に発表した研究によると、学校給食のない日は、世帯収入によって食品群や栄養素の摂取量に明らかな差がみられた。小学5年生836人を世帯年収に応じて3等分し、低収入層と中間層の摂取量を、給食のある日とない日にわけて比べた。結果、低収入層は給食のない日で、魚介類が10・4%、鉄分が6・1%、緑黄色野菜が5・7%、たんぱく質が5・3%少なかった。給食

のある日は、年収による子どもの食事の有意差はみられなかった。

■ 2019/7/31 【朝日新聞】

英語「書く・話す」の正答率は 5割未満に 全国学力調査

文部科学省は31日、全国の小学6年と中学3年を対象に実施した、今年度の全国学力調査の結果を公表した。中3で初めて出題された英語は「聞く・読む・書く・話す」の4技能のうち、「書く・話す」の平均正答率が5割未満だったが、地域ごとの正答率のばらつきはそれほど大きくなかった。文科省は「課題が明らかになった。今回をスタートに授業改善を進めていきたい」とし、3年後に再び英語の出題をする方針を示した。今年度の学力調査は4月に行われ、約212万人が参加した。英語のほか、毎年行っている国語と算数・数学も出題された。英語の「聞く・読む・書く」の問題の平均正答率は56・5%。技能別にみると、「聞く」が68・3%、「読む」が56・2%、「書く」が46・4%だった。「話す」は30・8%で、調査に加わった生徒数が異なるため、参考値とした。「書く」では、与えられた選択肢の中から適切な接続詞を選ぶ二つの問題の正答率がそれぞれ、80・2%と59・2%と高かった。一方、会話の流れから動詞を過去形にすることを短答で求められた問題は29・8%、複数の要素を比較しながら25語以上で自分の考えを書く問題は1・9%だった。「聞く」「読む」でも、記述式問題の正答率は8・5%と11・6%で、全般的に苦手が浮かんだ。「話す」の正答率は、海外のテレビ局のインタビューに対し、自分の将来の夢を答える問題が45・8%、テレビを見ている2人の子どもの絵を見て、何をしているかを答える問題が44・7%と高かった。低かったのは、他人の会話を踏まえて即興で質問をする問題で、10・5%だった。「聞く・読む・書く」を地域別にみると、都道府県では東京都、福井県が約59%と最も高く、政令指定都市はさいたま市の約62%がトップだった。一方、最も低かったのは都道府県で沖縄県の約50%、政令指定市は北九州市

の約51%だった。文科省は、授業改善と学習意欲、授業外で英語とふれあう機会の多さが正答率の高さにつながっており、こうした点は相互に関わりあっているとみている。「成功体験を積み重ねれば、伸びる余地がある」という。昨年まで基本的な知識を問う「A問題」と、知識を活用する力を問う「B問題」に分かれていた国語と算数・数学は、今年から一本化された。以前の調査と同様、複数の情報をつなげたり、考えた過程を説明したりすることを求められる出題の正答率に課題がみられた。

■ 2019/7/31 【朝日新聞】

母乳バンク、普及まだ 国内1カ所、5年で新設ゼロ

赤ちゃんにより健やかに育ってもらおうと、昭和大小児科が「母乳バンク」を日本で初めて開設して5年。早く小さく生まれた赤ちゃんの母親に母乳が出ない場合などに、別の母親の母乳を提供する。母乳には赤ちゃんの発育を促し、病気のリスクを下げる効果があるが、費用が課題で、国内では広がっていない。母乳バンクは2014年に、国内で初めて昭和東豊洲病院（東京都江東区）にできた。同大小児科が17年、運営主体として一般社団法人「日本母乳バンク協会」を設立した。早産だとまだ母乳が出ないことがある。母親が病気で与えられないこともある。同じように早産の母親から無料で提供された母乳（ドナーミルク）を1500グラム未満で生まれた赤ちゃんに無料で届ける仕組みが、母乳バンクだ。多くの医療機関では早く小さく生まれた赤ちゃんに人工乳を与えている。人工乳でも元気に育つ子は多いが、母乳を与える利点はたくさんある。消化吸収されやすく、免疫を高める効果がある。早く小さく生まれた赤ちゃんがかかりやすい病気の予防になり、重症化しにくくもする。脳は妊娠28週から急激に成長することが分かっているが、早産の母親の乳には神経発達を促すDHAやたんぱく質などの成分が多く含まれているという。母乳育児に詳しい神奈川県立こども医療センター（横浜市）新生児科の大山牧子医師は「母乳が得られない場合に一定期間、早く小さく

生まれた赤ちゃんが母乳バンクを使うことには意義がある」と話す。しかし、母乳バンクの広がりは鈍い。低温殺菌の機器や専用の個室など母乳バンクのための設備に約500万円、人件費や検査費などに年約400万円かかる。協会は、家庭の経済状況に左右されず必要な赤ちゃんがドナーミルクを飲めるように利用者から料金を取っていない。医療機関は必要な費用をどう確保するかが課題になるという。協会がドナーミルクを提供する提携先は、埼玉医大総合医療センター（埼玉県川越市）など10病院にとどまる。18年はうち7病院に54・7リットルのドナーミルクを提供し、約50人の赤ちゃんに、最長25日間与えた。母乳バンクは国内に1カ所しかなく、母乳の提供を断ることもある。母乳バンクが増えれば、母乳の有効活用につながる。協会代表理事で昭和大小児科の水野克己教授は「最初の栄養がとても大事。母乳というより良い栄養で、早く小さく生まれた赤ちゃんに健やかに育ってもらいたい」と話す。学会などを通じて、小児科がある大きな病院が母乳バンクを併設する必要性を訴え、行政側の予算措置を求めている。母乳バンクは欧米や中国、インドなど約50カ国に約600施設ある。カナダやアメリカでは毎年2、3カ所ずつ新設されている。高齢出産や不妊治療による多胎などで、早く小さく生まれる赤ちゃんは増加傾向にある。厚生労働省の人口動態統計によると、2017年に生まれた赤ちゃんは94万6065人。そのうち、2500グラム未満の低出生体重児は8万9353人（9・4%）、1500グラム未満の極低出生体重児は6903人（0・73%）だった。一方、98年は120万3147人が生まれ、2500グラム未満は9万7612人（8・1%）、1500グラム未満は7622人（0・63%）。出生数に占める割合はいずれも98年を上回っている。水野教授は「ドナーミルクを必要とする赤ちゃんは年間4千～5千人いるのではないかとみている。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.162

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2019年9月2日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円